



滿洲經濟法令集 第二十八輯

關東州實業組合令·關東州重要產業統制令·關東州北  
支事件特別稅令施行規則·郵政生命保險法·同規則  
滿洲合成燃料株式會社法·滿洲拓植公社設立協定



大連商工會議所



滿洲經濟法令集 第二十八輯

目次

一、關東州實業組合令……………	一
一、關東州重要產業統制令……………	二七
一、關東州北支事件特別稅令施行規則……………	三二
一、郵政生命保險法……………	五五
一、郵政生命保險規則……………	六二
一、滿洲合成燃料株式會社法……………	九五
一、滿洲拓植公社の設立に關する協定……………	九九



一 關東州實業組合令を裁可し茲に之を公布せしむ  
 一 關東州實業組合令施行規則  
 一 關東州實業組合令施行細則  
 一 關東州實業組合令施行要綱  
 一 關東州實業組合令施行要領  
 一 關東州實業組合令施行要旨  
 一 關東州實業組合令施行要義  
 一 關東州實業組合令施行要訣  
 一 關東州實業組合令施行要領  
 一 關東州實業組合令施行要旨  
 一 關東州實業組合令施行要義  
 一 關東州實業組合令施行要訣

朕關東州實業組合令を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

昭和十一年九月十五日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

勅令 第四九七號

### 關東州實業組合令

#### 第一章 總則

第一條 農業、工業、商業、水産業其の他物産の生産又は販賣に關する營業を爲す者は其の營業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て實業組合を設立することを得但し特別の事情あるときは二種以上の營業者を以て之を設立することを得  
 前項の營業者の範圍は滿洲國駐劄特命全權大使之を指定す  
 第二條 實業組合は法人とす  
 第三條 實業組合の住所は其の主たる事務所の所在地に在るものとす



第四條 實業組合は其の名稱中に實業組合なる文字を用ふべし

第五條 實業組合には所得税を課せず

第六條 實業組合は左の事業を行ふことを得

一 組合員の取扱品の生産、仕入、加工、販賣、保管、運搬、組合員の營業に必要な物の供給  
其他組合員の營業に関する共同施設

二 組合員の營業に関する統制

三 組合員の營業に関する指導、研究、調査其他組合の目的を達するに必要な施設

前項第一號の事業を行ふ組合は組合員に對し其の營業に必要な資金の貸付又は組合員の貯金の受入を併せ行ふことを得

第一項に掲げたる組合の施設は組合員の利用に支障なき場合に限り組合員に非ざる者をして大使の定むる所に依り之を利用せしむることを得

第七條 實業組合は定款の定むる所に依り組合員に出資を爲さしめざることを得  
前項の組合は前條第一項第一號の事業を行ふことを得ず

第八條 前條の實業組合と其の他の實業組合とは合併を爲すことを得ず

第九條 第十五條、第二十二條、第二十三條、第二十五條乃至第二十九條、第三十一條、第三十二條、第五十三條乃至第五十六條、第五十八條乃至第六十一條、第七十條乃至第七十五條及八十五條の規定は第七條の組合に之を適用せず

第十條 實業組合は定款の定むる所に依り其の經費を組合員に分賦することを得

第十一條 實業組合は定款の定むる所に依り定款違反者に對し過怠金を課することを得

第十二條 實業組合定款の定むる所に依り組合員の營業に関する統制を行ふ場合に於ては總會の議決を経て之に関する規程を定め大使の認可を受くべし其の規程を變更せんとする場合亦同じ

第十三條 營業上の弊害を豫防し又は矯正する爲必要と認めるときは大使は實業組合に對し必要な施設を命ずることを得

第十四條 營業上の弊害を豫防し又は矯正する爲特に必要と認めるときは大使は實業組合の組合員又は其の組合の組合員に非ずして其の組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者に對し其の組合の統制に従ふべきことを命ずることを得

第十五條 實業組合には本令に別段の規定あるものを除くの外商法及商法施行法中商人に関する規



定を準用す

四

第十六條 大使は本令に規定する其の職權の一部を命令を以て關東州廳長官に委任することを得

## 第二章 設

立

第十七條 實業組合を設立せんとするときは豫め地區を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者の過半数の同意を得て創立總會を開き定款其の他必要なる事項を定め役員を選任し大使の認可を受くべし但し組合員たる資格を有する者の營業の種類二以上あるときは各其の過半数の同意を得ることを要す

前項の同意を得ること能はざるときは雖も特別の事由ある場合に於ては大使の認可を受け創立總會を招集することを得

第十八條 創立總會に於ける議決及役員を選任は設立同意者の三分の二以上の同意を以て之を爲す但し設立同意者の營業の種類二以上あるときは各其の三分の二以上の同意あることを要す

第十九條 設立同意者は創立總會に於て代理人を以て其の議決權を行ふことを得前項の代理人は設立同意者たることを要す但し法人たる設立同意者は其の業務を執行する役員又は支配人を代理人と爲すことを得代理人は代理權を證する書面を差出すべし

第二十條 實業組合の定款には左の事項を記載すべし但し第七條の組合に在りては第七號乃至第九

號に掲げたる事項は之を記載することを要せず

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及脱退に関する規定

七 出資一口の金額及其の拂込の方法

八 剰餘金の處分及損失分擔に関する規定

九 準備金の額及其の積立の方法

十 組合員の權利義務に関する規定

十一 事業及其の執行に関する規定

十二 役員に関する規定

五



十三 會議に關する規定

十四 會計に關する規定

十五 存立の時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由

第二十一條 實業組合は其の組合員の數を限定することを得ず

第二十二條 出資一口の金額は均一に之を定むべし

第二十三條 實業組合が設立の認可を受けたるときは遅滞なく組合員をして第一回の拂込を爲さしむべし

第二十四條 前條の拂込ありたるときは十四日以内に各事務所の所在地に於て設立の登記を爲すべし但し第七條の組合に在りては設立の日より十四日以内に之を爲すべし

登記すべき事項左の如し但し第七條の組合に在りては第三號及第二十條第七號に掲げたる事項は之を登記することを要せず

一 第二十條第一號乃至第三號、第七號及第十五號に掲げたる事項

二 事務所

三 出資の總口數及拂込みたる出資の總額

四 第三十二條の組合に在りては各組合員の氏名又は名稱、住所及保證金額

五 設立認可の年月日

六 理事及監事の氏名及住所

前項に掲げたる事項中に變更を生じたるときは其の登記を爲すべし但し出資の總口數及拂込みたる出資の總額に付ては毎事業年度末日の現在に依り事業年度終了後一月以内に登記を爲すことを得

### 第三章 組合員の權利義務

第二十五條 組合員は出資一口以上を有すべし

組合員の有すべき出資口數は五十口を超ゆることを得ず但し特別の事由あるときは定款の定むる所に依り之を増加することを得

第二十六條 組合員は實業組合に拂込むべき出資額に付相殺を以て組合に對抗することを得ず

第二十七條 組合員は實業組合の承諾あるに非ざれば其の持分を讓渡することを得ず

組合員に非ざる者にして持分を讓受けんとするときは加入の例に依るべし

第二十八條 組合員は持分を共有することを得ず



第二十九條 持分の譲受人は其の持分に付讓渡人の權利義務を承繼す

第三十條 新に實業組合に加入したる組合員は其の加入前に生じたる組合の債務に付ても亦責任を負担す

第三十一條 組合員の責任は第十條の規定に依る費用負擔の外其の出資額を限度とす

第三十二條 實業組合は定款の定むる所に依り組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員が其の出資額の外一定の金額（保證金額）を限度として責任を負担するものと爲すことを得

第三十三條 組合員は總組合員の五分の一以上の同意を得て會議の目的たる事項及其の招集の理由を記載したる書面を理事に提出して總會の招集を請求することを得

理事が正當の理由なくして前項の規定に依る請求ありたる後十四日以内に總會招集の手續を爲さざるときは請求者は大使の認可を受け之を招集することを得

第三十四條 組合員にして總會の招集手續又は其の決議の方法が法令又は定款に違反すと認むるときは決議の日より一月以内に其の決議の取消を大使に請求することを得

第三十五條 組合員は總會に於て各一個の議決權を有す但し定款の定むる所に依り一人に付議決權

總數の十分の三を超えざる範圍内に於て出資口數に應じ二個以上の議決權を有せしむることを得

#### 第四章 管 理

第三十六條 實業組合には理事及監事を置くべし

理事及監事は總會に於て組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員若は支配人の中より之を選任す但し組合設立當時の理事及監事は創立總會に於て設立同意者又は設立同意者たる法人の業務を執行する役員若は支配人の中より之を選任すべし

特別の事由あるときは理事及監事は前項に該當せざる者より之を選任することを得此の場合に於ける選任は大使の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第一項の規定に依る役員の外定款の定むる所に依り他の役員を置くことを得

第三十七條 理事の任期は三年とし監事の任期は一年とす但し定款に別段の定あるときは此の限に在らず

第三十八條 理事又は監事は何時にても總會の決議を以て之を解任することを得

第三十九條 理事及監事の選任及解任は總組合員の半數以上出席し其の議決權の四分の三以上を以て之を決す但し定款に別段の定あるときは此の限に在らず



第四十條 理事は定款及總會の決議録を各事務所に備へ置き且組合員名簿を主たる事務所に備へ置くべし

組合員及組合の債権者は前項に掲げたる書類の閲覧を求むることを得

第四十一條 組合員名簿には左の事項を記載すべし但し第七條の組合に在りては第一號に掲げたる事項のみを記載するを以て足る

一 各組合員の氏名又は名稱及住所

二 各組合員の出資口數

三 各組合員の拂込みたる金額及其の拂込の年月日

四 出資各口の取得の年月日

五 第三十二條の組合に在りては各組合員の保證金額

第四十二條 理事は通常總會の期日前七日目迄に財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案を監事に提出し且之を主たる事務所に備置くべし但し第七條の組合に在りては剩餘金處分案は之を省略することを得

組合員及組合の債権者は前項に掲げたる書類の閲覧を求むることを得

第四十三條 理事は前條第一項に掲げたる書類及監事の意見書を通常總會に提出して其の承認を求むべし

第四十四條 實業組合が其の組合員に對して爲す通知又は催告は組合員名簿に記載したる組合員の住所又は其の者が組合に通知したる住所に宛つるを以て足る

前項の通知又は催告は通常其の到達すべかりし時に到達したるものと看做す

第四十五條 理事は少くとも毎事業年度一回通常總會を開くことを要す

第四十六條 理事缺けたるときは總會の招集は監事之を行ふ

第四十七條 監事は理事其他實業組合の事務員と相兼ねることを得ず

第四十八條 實業組合が理事と契約を爲す場合に於ては監事組合を代表す組合と理事との訴訟に付ても亦同じ

第四十九條 總會の決議は本令又は定款に別段の定ある場合を除くの外出席したる組合員の議決權の過半數を以て之を爲す

第五十條 組合員は代理人を以て議決權を行ふことを得此の場合に於ては之を出席と看做す  
前項の代理人は組合員たることを要す但し法人たる組合員は其の業務を執行する役員又は支配人



を代理人と爲すことを得

代理人は代理權を證する書面を組合に差出すべし

第五十一條 實業組合は大使の定むる所に依り定款を以て總會に代るべき總代會を設くることを得總會に關する規定は前項の總代會に之を準用す但し總代會に於ては解散及合併の決議を爲すことを得ず

第五十二條 定款の變更は總會の議決を経べし

第三十九條の規定は前項の議決に之を準用す

定款の變更の決議は大使の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第五十三條 實業組合が出資一口の金額の減少の決議を爲したるときは其の決議の日より十四日以内に財産目録及貸借對照表を作るべし

組合は前項の期間内に其の債權者に對し異議あらば一定の期間内に之を述べべき旨を定款の定むる方法に従ひて公告し且知れたる債權者に各別に之を催告すべし但し其の期間は二月を下ることを得ず

第五十四條 債權者が前條第二項の期間内に出資の減少に對して異議を述べざりしときは之を承認

したるものと看做す

債權者が異議を述べたるときは實業組合は之に辨濟を爲し又は相當の擔保を供するに非ざれば出資を減少することを得ず

第五十五條 前二條の規定は第三十二條の組合が組合員の保證金額を減少する場合に之を準用す

第五十六條 組合員が其の出資の拂込を終る迄は之に配當すべき剩餘金は其の拂込に充つべし但し取扱ひたる物の數量、價額其他事業の分量に對して配當すべき剩餘金に付ては此の限に在らず組合員に配當すべき剩餘金又は持分の計算に付ては計算の基礎と爲るべき金額にして計算上不便なる端數金額は之を切捨つることを得

第五十七條 實業組合の事業年度は一年とす

第五十八條 實業組合は損失を填補したる後に非ざれば剩餘金の處分を爲すことを得ず

剩餘金配當に關する制限は大使之を定む

第五十九條 實業組合は第七十條の場合を除くの外持分を拂戻すことを得ず

第六十條 實業組合は定款を以て定めたる準備金の額に達する迄毎事業年度の剩餘金の四分の一以上を積立つべし



第六十一條 實業組合は組合員の持分を取得し又は質権の目的として之を受くることを得ず

第六十二條 經費を組合員に分賦する實業組合に在りては其の經費の收支豫算及分賦収入方法は總會の議決を経べし但し組合設立當時の收支豫算及分賦収入方法は創立總會に於て之を議決すべし  
第三十九條の規定は前項の議決に之を準用す

第六十三條 検査を行ふ實業組合に在りては検査員を置くべし

検査員の選任及解任は大使の認可を受くべし

第六十四條 前條の組合は検査員の服務に關する規程を定め大使の認可を受くべし

第六十五條 民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條

第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條及第六十六條の規定は實業組合に之を準用す

#### 第五章 加入及脱退

第六十六條 組合員たる資格を有する者實業組合に加入せんとするときは組合は正當の理由なくして加入に困難なる條件を附し又は其の加入を拒むことを得ず

第六十七條 組合員は大使の定むる所に依り一定の期間前に豫告を爲し實業組合の承諾を得たる場合には事業年度の終に於て脱退することを得

組合は正當の理由なくして前項の承諾を拒むことを得ず

第六十八條 組合員は左の事由に因りて脱退す

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡

三 破産

四 禁治産

五 除名

第六十九條 除名の事由は定款を以て之を定む

除名は總會の決議に依る但し除名したる組合員に其の旨を通知するに非ざれば之を以て其の組合員に對抗することを得ず

第三十九條の規定は前項の決議に之を準用す

第七十條 脱退したる組合員は定款の定むる所に依り其の持分の全部又は一部の拂戻を請求することを得

第七十一條 脱退したる組合員の持分は其の脱退したる事業年度の終に於ける組合財産に依りて之



を定む但し定款の定むる所に依り脱退當時の財産に依りて之を定むることを得

第七十二條 持分の拂戻は事業年度の終より三月以内に之を爲すべし但し前條但書の場合に於ては脱退の時より三月以内に之を爲すべし

持分拂戻の請求權は前項の期間經過の後二年間之を行はざるに因りて消滅す

第七十三條 持分の計算を爲すに當り組合財産を以て實業組合の債務を完済するに足らざるときは脱退したる組合員は其の負擔に歸すべき損失額を拂込むべし

第七十四條 脱退したる組合員が實業組合に對する債務を完済する迄は組合は其の持分の拂戻を停止することを得

第七十五條 第三十二條の組合に在りては脱退したる組合員は脱退前の組合債權者に對し其の脱退を登記したる後二年間責任を負擔す

前項の規定に依る期間は總組合員の同意あるときは定款を以て之を延長することを得

前項の規定に依り延長したる期間は第一項の規定に違反せざる限り之を短縮することを得此の場合に於ては第五十三條及第五十四條の規定を準用す

前三項の規定は持分を讓渡したる組合員に之を準用す

## 第六章 監 督

第七十六條 實業組合は大使之を監督す

第七十七條 大使は何時にても理事又は清算人をして實業組合の事業、財産又は清算事務に關する報告を爲さしめ組合の事業、財産又は清算事務の状況を検査し其の他監督上必要なる命令又は處分を爲すことを得

大使は組合清算の場合に於て必要と認むるときは組合に對し其の財産の供託を命ずることを得

第七十八條 大使必要と認むるときは第六十三條の検査員の選任又は解任を爲すことを得

第七十九條 大使必要と認むるときは實業組合に對し經費の收支豫算、其の分賦收入方法又は定款の變更を命ずることを得

第八十條 實業組合の事業若は組合財産の状況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むるとき又は組合の行爲が法令、定款若は大使の命令に違反したるとき若は公益を害する處あるときは大使は左の處分を爲すことを得

一 總會の決議の取消

二 役員又は清算人の解任



三 組合の事業の停止

四 組合の解散

第八十一条 理事の缺けたる爲損害を生ずる虞あるときは大使は假に理事を選任することを得

第七章 解 散

第八十二条 實業組合は左の事由に因りて解散す

一 定款に定めたる事由の發生

二 總會の決議

三 組合の合併

四 組合の破産

第三十九條の規定は組合の解散及合併の決議に之を準用す但し合併に因りて組織變更と同一の結果を生ずべきときは其の合併に付總組合員の同意あることを要す

第八十三条 實業組合解散したるときは合併及破産の場合を除くの外各事務所の所在地に於て其の登記を爲すべし

第八十四条 合併に因りて實業組合を設立する場合に於ては定款の作成其他設立に關する行爲は

各組合に於て選任したる者共同して之を爲すことを要す

第三十九條の規定は前項の規定に依る選任に之を準用す

第八十五条 第五十三条及第五十四条の規定は合併の場合に之を準用す

第八十六条 總會の決議に因る解散又は合併は大使の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第八十七条 實業組合が合併を爲したるときは各事務所の所在地に於て合併後存続する組合に付ては變更の登記を爲し、合併に因りて消滅したる組合に付ては設立の登記を爲すべし

第八十八条 合併後存続する實業組合又は合併に因りて設立したる實業組合は合併に因りて消滅したる組合の權利義務を承繼す

第八十九条 實業組合は總組合員の同意を以て其の組織を變更することを得

組合が組織變更に因り組合員の責任を減少するときは第五十三条及第五十四条に定めたる手續を爲すべし

第九十条 民法第七十条の規定は實業組合の解散に之を準用す但し裁判所とあるは關東法院とす



第九十一條 清算人は其の職務の範圍内に於て理事と同一の權利義務を有す

第九十二條 清算人は就職後遲滞なく組合財産の現況を調査し財産目録及貸借對照表を作り之を總會に提出して其の承認を求むべし

第九十三條 清算人は實業組合の債務を辨濟し又は辨濟に必要な金額を供託するに非ざれば組合財産を分配することを得ず

第九十四條 清算事務終了したるときは清算人は遲滞なく決算報告書を作り之を總會に提出して其の承認を求むべし

第九十五條 清算人たる者なきとき又は清算人の缺けたる爲損害を生ずる虞あるときは大使は清算人を選任することを得

第九十六條 重要な事由あるときは大使は清算人を解任することを得

第九十七條 清算人の選任ありたるときは各事務所の所在地に於て其の氏名及住所を登記すべし

前項の規定に依り登記したる事項中に變更を生じたるときは其の登記を爲すべし

第九十八條 清算終了したるときは清算人は遲滞なく各事務所の所在地に於て其の登記を爲すべし  
清算人は清算の顛末を大使に報告すべし

第九十九條 民法第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條並に非訟事件手續法第三百十八條及第三百三十八條の三の規定は實業組合の清算に之を準用す

#### 第九章 實業組合聯合會

第一百條 實業組合聯合會は所屬の實業組合及實業組合聯合會の共同の目的を達する爲之を設立することを得

聯合會は實業組合又は實業組合聯合會を以て之を組織す

聯合會は法人とす

第一百一條 實業組合聯合會を設立せんとするときは大使の定むる所に依り所屬の各組合及聯合會に於て選任したる創立委員を以て創立委員會を開き定款其の他必要な事項を定め役員を選任し大使の認可を受くべし

第一百二條 創立委員會に於ける議決及役員を選任は創立委員總數の三分の二以上の同意を以て之を爲す

第十九條の規定は創立委員に之を準用す

第一百三條 實業組合聯合會の理事及監事は總會に於て所屬の組合及聯合會の理事又は監事の中より



之を選任す但し聯合會設立當時の理事及監事は創立委員會に於て之を選任す

特別の事由あるときは理事又は監事は所屬の組合及聯合會の理事又は監事に非ざる者より之を選任することを得此の場合に於ける選任は大使の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第百四條 實業組合又は實業組合聯合會が實業組合聯合會に加入し又は脱退せんとするときは總會の決議に依るべし

第三十九條の規定は前項の決議に之を準用す

第百五條 實業組合に關する規定は第五十一條の規定を除くの外實業組合聯合會に之を準用す但し

第六條中組合員とあるは所屬の組合、聯合會及組合員とす

## 第十章 登記

第百六條 本令に依り登記すべき事項は登記前に在りては之を以て第三者に對抗することを得ず

第百七條 本令に依り登記すべき事項は其の事實の生じたる後十四日以内に之を登記すべし

登記すべき事項にして大使の認可を要するものは其の認可書の到達したる時より登記の期間を起算す

第百八條 實業組合の登記に付ては其の事務所所在地を管轄する民政署を以て管轄登記所とす

第百九條 登記所に實業組合登記簿及實業組合聯合會登記簿を備ふ

第百十條 設立の登記は理事及監事の全員の申請に因りて之を爲すべし

申請書には左の書面を添附すべし但し第七條の組合に在りては第三號及第四號の書面を添附することを要せず

### 一 定 款

二 創立總會、總會又は創立委員會の決議録

三 出資の總口數を證する書面

四 出資の第一回の拂込ありたることを證する書面

五 理事及監事の資格を證する書面

第百十一條 事務所の新設、移轉其他登記事項の變更の登記は理事又は清算人の申請に因りて之を爲すべし但し合併、出資一口の金額若は保證金額の減少又は組合員の脱退に因る變更の登記は理事及監事の全員の申請に因りて之を爲すべし

申請書には申請人の資格を證する書面及登記事項の變更を證する書面を添附すべし前に登記の申請を爲したる申請人が同一登記所に前項の申請を爲す場合に於ては其の資格を證する書面を添附



することを要せず

出資一口の金額又は保證金額の減少の登記申請書には前項に規定する書面の外本令に依り催告を爲したること及異議を述べたる債権者ある場合に於ては之に對し辨濟を爲し又は擔保を供したることを證する書面を添附すべし

第百十二條 解散の登記は合併に因る解散の場合に於ては解散したるときはの理事及監事の全員、其の他の場合に於ては清算人の申請に因りて之を爲すべし

申請書には解散の事由を證する書面及理事が清算人たらざる場合に於ては申請人の資格を證する書面を添附すべし

前條第三項の規定は合併に因る解散の登記の申請に之を準用す

實業組合が大使の命令に因りて解散したるときは登記所は其の囑託に因りて登記を爲すべし

第百十三條 本令の規定に依り登記したる事項は登記所遲滞なく之を公告すべし

第百十四條 民法第四十五條第二項第三項及第四十八條並に非訟事件手續法第四百一條乃至第五百一條の六、第五百十四條乃至第五百五十七條、第六十五條、第七十五條乃至第七十八條の規定は實業組合の登記に之を準用す但し民法中一週間とあるは之を十四日とし非訟事件手續法

中司法大臣とあるは大使、地方裁判所長とあるは高等法院長、區裁判所又は市町村役場とあるは民政署、官報とあるは關東局局報とす

附 則

本令施行の期日は大使之を定む

理 由

關東州に於ける各種實業組合の組成を助長し産業の改良發達を圖るの要あるに依る

說 明 書

現代産業經濟機構の下に於て生産、配給、消費の各部門に亘り中小企業の保護助成の爲同業者の糾合統制を行ひ、事業の協同に依る企業經營の合理化促進と協同金融に依る資金難の緩和等を實現し以て共同の福利増進を圖るの要あるは亦贅言するを要せざる所なり

然るに關東州に於ける産業經濟の發達の現状を見るに各種産業關係團體も日に其の數を増しつつありと雖も未だ之等に對する關係法の見るべきものなく之が助成振興上幾多の不利不便を免れず即ち之等團體の數は昭和十一年九月末現在に於て二百六十有餘に及ぶと雖も此の内金融組合、水産會等の一部を除きては據るべき法規を缺き團體自體の運営上統制力薄弱にして充分に其の機能を發揮し



得ず之が發達上甚だ遺憾とする所尠からず仍て内地其の他の先進地の例に準じ關東州に於ても實業組合令を制定施行し以て農、工、商各方面に亘る中小企業の統制と其の協同的發展とを目途とし之等團體に對し法的基礎を與ふると共に組合運動を助成し其の健全なる發達を圖らんとす

關東州重要産業統制令を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

昭和十二年八月二十六日

内閣總理大臣 公爵 近 衛 文 麿

關東州重要産業統制令

第一條 本令は關東州に於ける重要な産業を統制し以て其の健全なる發達を圖り經濟の圓滑なる伸展を期することを目的とす

第二條 本令の適用を受くる重要な産業の種類は左に掲ぐるものとす

- 製 鋼 業
- アルミニウム製錬業
- マグネシウム製錬業
- 自動車製造業
- 航空機製造業



兵器製造業

計器製造業

綿糸布紡織業

麻紡織業

毛織物製造業

小麥粉製造業

植物性油類製造業

石油製造業

無水アルコール製造業

ヒメント製造業

製鹽業

ソーダ製造業

硫酸アンモニア製造業

火藥類製造業

マッチ製造業  
煙草製造業

前項の重要な産業の範圍に關し必要なる事項は滿洲國駐劄特命全權大使之を定む

第三條 重要な産業を營まんとする者は大使の定むる所に依り其の許可を受くべし

第四條 重要な産業を營む者左の各號の一に該當する行爲を爲さんとするときは大使の定むる所に依り其の許可を受くべし

一 統制協定の締結又は變更

二 生産の設備又は能力の變更

三 事業の全部又は一部の讓渡

四 法人の合併

第五條 重要な産業を營む者は大使の定むる所に依り事業年度毎に事業の計畫及實績を大使に届出づべし事業の計畫を變更したるとき亦同じ

第六條 重要な産業を營む者左の各號の一に該當する行爲を爲したるときは遲滞なく其の旨を大使に届出づべし



一 統制協定の廢止

二 事業の全部又は一部の廢止又は休止

三 法人の解散

第七條 大使は重要な産業を營む者に業し其の業務に關し監督上必要な命令を爲すを得

第八條 大使監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして重要な産業を營む者の事務所、營業所、工場、倉庫其の他の場所に臨檢し業務若は財産の狀況又は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得此の場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第九條 大使は統制上支障なしと認めたるときは其の定むる所に依り重要な産業を營む者に対し第四條及第五條の規定に依る義務の一部を免除することを得

第十條 重要な産業を營む者本令若は本令に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは大使は其の業務を停止し、制限し又は第三條の許可を取消すことを得

第十一條 大使は本令に規定したる其の職權の一部を命令を以て關東州廳長官に委任することを得

附 則

本令施行の期日は大使之を定む

本令施行の際現に重要な産業を營む者は本令に依り許可を受けたるものと看做す

本令施行の際現に締結せられたる統制協定あるときは第四條の規定に拘らず本令施行の日より三十日以内に大使の許可を受くべし



關東局令 第八十號

關東州北支事件特別稅令施行規則左の通定む

昭和十二年八月二十七日

滿洲國駐劄特命全權大使 植 田 謙 吉

關東州北支事件特別稅令施行規則

第一條 關東州北支事件特別稅令以下特別稅令と稱す 第六條第二項、第十二條又は第十五條の規定に依り第二種所得金額、配當金又は利子金額の支拂者所得特別稅、利益配當特別稅又は公債及社債利子特別稅を徵收したるときは翌月十日迄に拂込書及計算書を添へ之を最寄の日本銀行代理店に拂込むべし

關東州所得稅令施行規則第六十一條第二項及第六十二條の規定は第二種所得稅を納むる者の所得特別稅、利益配當特別稅又は公債及社債利子特別稅に付之を準用す

第二條 關東州所得稅令施行規則第六十三條、第六十四條及第六十六條乃至第六十九條の規定は第三種所得稅を納むる者の所得特別稅に付之を準用す

第三條 特別稅令第二十條の規定に依り物品特別稅を課すべき物品を定むること左の如し

第一種

一 貴石若は半貴石又は之を用ひたる製品

(イ) 貴石及半貴石

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、トパーズ、スピネル、エメラルド、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石及ヘマタイト、

(ロ) 貴石又は半貴石を用ひたる製品

二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品

(イ) 天然眞珠及養殖眞珠

(ロ) 眞珠を用ひたる製品

三 貴金屬製品又は貴金屬を用ひたる製品

(イ) 貴金屬製品但し萬年筆用金ペンを除く

(ロ) 金側又は白金側の時計



(ハ) 金屏風

(ニ) 其の他貴金屬を用ひたる製品

四 鼈甲製品

五 珊瑚製品

第二種

一 寫真機、寫真引伸機、映寫機、同部分品及附屬品

(イ) 寫真機但し航空機用のもの及顯微鏡用のものを除く

(ロ) 寫真引伸機

(ハ) 映寫機

(ニ) 寫真機部分品及附屬品

レンズ シャッター附蛇腹の有無を別たすものを含む シャッター、フィルムバックホルダー、取枠、ファイ

ダー、三脚臺、カラーフィルムター、セルフタイマー、露出計、距離計及寫真機用又は三脚臺用ケース

(ホ) 寫真引伸機部分品

暗函、コンデンサー、レンズ及支持臺

(ヘ) 映寫機部分品及附屬品

コンデンサー、レンズ、發聲装置、フィルム巻取機、カラースクリーン及映寫機用ケース

二 寫真用乾板、フィルム及感光紙

(イ) 寫真用乾板但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く

(ロ) 寫真用フィルム但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く

(ハ) 寫真用感光紙

三 蓄音器及同部分品

(イ) 蓄音器 ラヂオ聴取装置を附したるものを含む

(ロ) 蓄音器部分品

蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、マグネチックピックアップ、蓄音器用モーター、回轉盤、動力用ゼンマイ及蓄音器用針

四 蓄音器用レコード トイキー用のものを含む 但し六吋以下の紙製のものを除く

五 樂器及同部分品



(イ) 樂器

ピアノ、オルガン、アコーディオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリラ、ギター、バラライカ、ウクレレ、パンジョー、フリユート、ピッコロ、クラリネット、オーボエ、バズーン、ホルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフォーン、スザフォーン、ホルン、木琴、鐵琴、ハープ、リラ、箏、三絃、琵琶、明笛及尺八但し翫具と認めらるるものを除く

(ロ) 樂器部分品

絃樂器用の絃、弓及撥

前項に於て貴金屬とは金、銀、白金及之を主たる材料とする合金を謂ふ

第一項に掲ぐる第一種の物品にして一箇の價格三圓未満のもの又は貴石、半貴石、眞珠若は貴金屬を用ひたる物品にして此等の部分の價格二種以上のものを用ひたるもに付ては其の價格を合算すが全體の價格の三分の一未満のものには物品特別税を課せず但し金側又は白金側の時計及金屏風に付ては此の限に在らず

第四條 特別税令第二十條に掲ぐる第一種の物品以下第一種物品と稱すの小賣業を營まんとする者は販賣場及販賣すべき物品を定め其の住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を所轄民政署長に提出すべし

販賣場を有せずして第一種物品の小賣業を營まんとする者に在りては其の住所、住所なきときは居所を以て販賣場と看做す

第五條 特別税令第二十條に掲ぐる第二種の物品以下第二種物品と稱すを製造せんとする者は製造場及製造すべき物品を定め其の住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を所轄民政署長に提出すべし

第六條 第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造者一月以上販賣又は製造を休止せんとするときは其の時期を定め所轄民政署長に申告すべし

第七條 民政署長は必要と認むるときは第二種物品の製造者をして製造場の圖面及製造用の機械、器具の目錄を提出せしむることを得

第八條 第四條乃至第六條の規定に依り申告したる事項又は前條の規定に依り提出したる圖面若は目錄に記載したる事項に異動を生じたるときは其の都度所轄民政署長に申告すべし

第九條 第一種物品の小賣業又は第二種物品の製造業を相續したる者は其の旨を所轄民政署長に申告すべし

第一種物品の小賣業又は第二種物品の製造業を譲受けたる者は譲渡人と連署し其の旨を所轄民政署長に申告すべし



合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人が合併に因りて消滅したる法人の第一種物品の小賣業又は第二種物品の製造業を承継したるときは合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人は其の旨を所轄民政署長に申告すべし

第十條 第一種物品の小賣業又は第二種物品の製造を廢止せんとするときは其の旨を所轄民政署長に申告すべし

第十一條 第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造者販賣場又は製造場を移轉せんとするときは移轉の事實を具し第四條又は第五條及前條の規定に準ずる申告を爲すべし

第十二條 保稅地域たる藏置場は藏置場一箇所毎に民政署長の特許を受くるに非ざれば之を設置することを得ず

保稅地域たる藏置場設置の特許を受けんとする者は藏置場の位置、構造及坪數を記載したる申請書に其の土地及建物の詳細なる圖面を添附し所轄民政署長に提出すべし

前項の申請書及圖面に記載したる事項を變更せんとするときは所轄民政署長の許可を受くべし保稅地域たる藏置場は民政署の所在地に非ざれば之の特許せず

第十三條 保稅地域たる藏置場設置の特許を受けたる者其の藏置場を廢止せんとするときは所轄民

政署長に特許の取消を求むべし

第十四條 民政署長保稅地域たる藏置場設置の特許を與ふる場合に於て必要と認むるときは保證金を提供せしむることを得

第十五條 前條の規定に依る保證金は金錢又は國債に限り其の提供に付ては左の各號の定むる所に依る

- 一 保證金として提供する國債の價格は其の債權金額に依る
- 二 保證金は之を供託し其の供託受領證を所轄民政署長に提出すべし但し登録國債を保證金として提供するときは其の登録を受け其の登録濟通知書を提出し乙種國債登録簿に登録したるものに在りては仍當該國債證券を供託し其の供託受領證を提出すべし

第十六條 第一種物品の販賣者又は製造者が第一種物品を保稅地域又は郵便局より引取る場合に於ては物品特別税は之を徵收せず

前項の規定の適用を受けんとする者は保稅地域又は郵便局より當該物品を引取る以前に於て物品の品名、數量、價格、所在及引取の日を記載したる申請書を所轄民政署長に提出し其の承認書の交付を受くべし



前項の申請書には販賣者又は製造者たることを證明すべき書類を添附すべし

第一項の場合に於ては特別税令第二十四條第二項の規定に依る申告書の提出を要せず

第十七條 特別税令第二十四條第一項の規定に依る申告書は所轄民政署長に之を提出すべし

前項の申告書の提出なきとき又は民政署長其の申告を不相當と認めたるときは民政署長は其の課税標準額を決定すべし

第十八條 保税地域より第一種物品及第二種物品以下物品と稱すを引取らんとする者は物品の品名、數量、價格、所在及引取の日を記載したる申告書を所轄民政署長に提出すべし但し左に掲ぐる場合に於ては此の限に在らず

一 第一種物品の販賣者又は製造者が第一種物品を保税地域より引取るとき

二 第二十六條の規定に依り輸出の承認を受けたる物品又は同條の規定に依り第一種物品又は第二種物品の製造用に供することの承認を受けたる物品を保税地域より引取るとき

三 第四十條の規定に依り物品特別税免除の承認を受けたる物品を保税地域より引取るとき  
前條第二項の規定は前項の規定に依る申告に付之を準用す

第十九條 旅客が携帯して輸入する物品に付ては輸入の際旅客より其の物品特別税を徴収す

第二十條 物品を保税地域より搬出し又は搬入するは日出より日没迄の間に限る但し特に必要ある場合に於て所轄民政署長の承認を受けたるときは此の限に在らず

第二十一條 保税地域たる藏置場に藏置すべき貨物の種類、數量及藏置の方法に付ては稅務官吏の指揮に従ふべし

第二十二條 日本銀行代理店所在地外又は日本銀行代理店執務時間外に於ては稅務官吏は口頭を以て納税の告知を爲し物品特別税を領收することを得旅客が携帯して輸入する物品に付物品特別税を徴収する場合亦同じ

第二十三條 特別税令第二十三條第一項の規定に依り物品特別税を納付せずして物品を保税地域より他の保税地域に運送せんとする者は當該物品を保税地域より搬出する以前に於て左に掲ぐる事項を記載したる申告書を所轄民政署長に提出し物品運送承認書の交付を受くべし

一 物品の品名、數量、價格及所在

二 運送の日時及方法

三 運送先保税地域の場所名

特別税令第二十三條第二項の期間は民政署長之を指定す



第二十四條 民政署長前條の場合に於て徵稅保全上必要ありと認むるときは運送申告者をして其の物品特別稅額に相當する擔保を提供せしむることを得

前項の規定に依る擔保に付ては第十五條の規定を準用す

第一項の規定に依り擔保の提供を命ぜられたる者之を提供せざるときは民政署長は前條第一項の規定に依る運送承認書は之を交付せず

第二十五條 第二十三條の規定に依る承認を受け運送したる物品運送先保稅地域に到着したるときは運送申告者は直に運送申告書を運送先の民政署長に提出すべし

第二十三條の規定に依る承認を受け運送したる物品に付民政署長の指定したる期間内に前項に規定する運送申告書を提出せざるときは特別稅令第二十二條第二項の規定に依り物品特別稅を徵收す

前項の場合に於て運送申告者稅金を納付せざるに因り滯納處分を執行する場合に於ては擔保あるときは先づ擔保を以て之に充つ但し金錢以外の擔保は之を公賣に付し其の費用及稅金に充て不足あるときは之を追徴し殘金あるときは之を還付す

第二十六條 民政署長の承認を受け關東州外に輸出し又は第一種物品若は第二種物品の製造の用に

供する物品に付ては物品特別稅を免除す

第二十七條 第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造者前條の規定に依る輸出の承認を受けんとするときは第一種物品を引渡し又は第二種物品を製造場より移出する以前に於て左に掲ぐる事項を記載したる申請書を所轄民政署長に提出し物品輸出承認書の交付を受くべし

一 物品の品名、數量、價格及所在

二 輸出の日時

三 輸出地及輸出先

前項の場合に於て民政署長が條件を指定したるときは其の條件に従ふに非ざれば物品特別稅の免除を受くることを得ず

保稅地域又は郵便局に在る物品に付前條の規定に依る輸出の承認を受けんとする者は當該物品を保稅地域又は郵便局より引取る以前に於て第一項の規定に準じて作成したる申請書を所轄民政署長に提出し物品輸出承認書の交付を受くべし

第二項の規定は前項の場合に付之を準用す

第二十八條 前條の場合に於て必要ありと認むるときは民政署長は第一種物品の小賣業者、第二種



物品の製造者又は物品の引取人をして其の物品特別税額に相當する擔保を提供せしむることを得前項の規定に依る擔保に付ては第十五條の規定を準用す

第一項の規定に依り擔保の提供を命ぜられたる者之を提供せざるときは前條第一項又は第三項の輸出承認書は之を交付せず

第二十九條 第二十六條の承認を受け關東州外に輸出したる物品に付物品特別税の免除を受けんとする者は其の申請書に第二十七條の規定に依る物品輸出承認書及仕向地に於ける税關の輸入免狀陸揚證明書其他輸出の事實を證明すべき書類を添附し所轄民政署長に提出すべし

第三十條 第二十六條の承認を受け關東州外に輸出したる物品に付民政署長の指定する期間内に前條に規定する書類を提出せざるときは物品特別税は之を免除せず但し災害に因り滅失したるものに付所轄民政署長の承認を受けたるときは此の限に在らず

前項の規定に依り物品特別税を免除せざるに至りたるときは當該物品は之を輸出せざりしものと看做し引取人より物品特別税を徴收す

第二十五條第三項の規定は前項の場合に於て引取人税金を納付せざるに因り滯納處分を執行する場合に付之を準用す

第三十一條 第二十七條の規定に依り保税地域又は郵便局より引取る以前に於て輸出の承認を受けざる物品と雖も民政署長に於て其の物品に付左の各號の事實あることを確認したるときは其の物品特別税を免除することを得

一 引取後包装の改装なきこと

二 引取りたる日より一年を経過せざること

三 物品特別税納付済なること

前項の規定は免除すべき物品特別税を爾後納付すべき物品特別税に充つることを得る場合に限り之を適用す

第三十二條 前條の規定に依り物品特別税の免除を受けんとする者は第二十七條第一項に掲ぐる事項を記載したる申請書を所轄民政署長に提出し物品輸出承認書の交付を受くべし

第二十七條第二項の規定は前項の場合に付之を準用す

第三十三條 第二十九條及第三十條第一項の規定は第三十一條の場合に付之を準用す

第三十四條 第三十條第一項但書の規定に依る承認を受けんとする者は其の事由を具し所轄民政署長に申請すべし



第三十五條 第一種物品又は第二種物品の製造の用に供する物品に付第二十六條の承認を受けんとする者は豫め左に掲ぐる事項を記載したる申請書を所轄民政署長に提出し物品使用承認書の交付を受くべし

- 一 第一種物品又は第二種物品の製造の用に供する物品の品名、數量、價格及所在
  - 二 製造すべき物品の品名、製造方法及製造場所並に製造者の住所及氏名又は名稱
- 第二十七條第二項及第二十八條の規定は前項の場合に付之を準用す

第三十六條 特別税令第二十二條第二項並に本令第二十七條第二項、第四項、第三十二條第二項及前條第二項の場合に於ては民政署長は證憑書類に依り其の課税標準額を決定し物品特別税を徴收すべし

第三十七條 第一種物品又は第二種物品の製造の用に供したる物品に付物品特別税の免除を受けんとする者は其の申請書に第三十五條の規定に依る物品使用承認書及其の使用の事實を證明すべき税務官吏の書面を添附し其の旨を所轄民政署長に提出すべし

第三十八條 前條の場合に於て民政署長の指定したる期間内に所定の書類を提出せざるときは當該物品は所定の用途に使用せざりしものと看做し使用承認を受けたる者より其の物品特別税を徴收すべし

す但し災害に因り滅失したる場合に於て民政署長の承認を受けたるときは此の限に在らず

第三十條第三項及第三十四條の規定は前項の場合に付之を準用す

第三十九條 特別税令第二十六條第三號の規定に依り物品特別税を免除する物品を定むること左の如し

- 一 學術研究用に供するもの
- 二 醫療用に供するもの
- 三 機械用又は工業用に供するもの
- 四 教育用に供するもの

前項第四號に掲ぐる物品は中等學校又は小學校に於て使用する寫真機、映寫機、寫真用フィルム、ピアノ及オルガンに限る

第四十條 第一種物品の小賣業者又は第二種物品の製造者前條に規定する物品に付特別税令第二十六條の規定に依り物品特別税の免除を受けんとするときは第一種物品を引渡し又は第二種物品を製造場より移出する際豫め其の旨を所轄民政署長に申請し其の承認を受くべし

前項の場合に於て民政署長が條件を指定したるときは其の條件に従ふに非ざれば物品特別税の免



除を受くることを得ず

前二項の規定は前條に規定する物品を保稅地域又は郵便局より引取る者が特別稅令第二十六條の規定に依り物品特別稅の免除を受けんとする場合に付之を準用す

第三十六條の規定は第二項の場合に付之を準用す

第四十一條 郵便物中物品特別稅を課すべき物品ありたるときは民政署長は其の稅金額を郵便局に通知すべし

第四十二條 郵便局前條の通知を受けたるときは當該郵便物は郵便官署に留置き到着通知書を名宛人に交付す名宛人は通知書の日附より二十日以内に郵便官署に稅金を納付して其の郵便物を受取るべし

前項の稅金は收入印紙を以て之を納付せしむ

第四十三條 名宛人前條の手續を履行せざるときは當該郵便物は之を配達不能のものとして取扱ふべし

第四十四條 郵便局に於て前條の取扱を爲したるときは其の旨を民政署長に通知すべし

第四十五條 左に掲ぐる場合に於ては民政署長は當該物品を領置することを得

一 輸入物品を保稅地域外に置去りたるとき

二 保稅地域に搬入したる物品にして其の荷主不明なるとき

三 旅客の携帶品たる輸入物品に付輸入の際物品特別稅を納付せざるとき

前項の場合に於ては民政署長は其の費用及危險を負擔せず

第四十六條 民政署長前條の規定に依り物品を領置したるときは三日内に其の旨を揭示すべし

第四十七條 第四十五條の規定に依り領置せられたる物品の引渡を求めんとする者は所轄民政署長に申出で其の物品に關する一切の費用を納付すべし

第四十八條 物品を領置したる日より三月内に前條の申出を爲す者なきときは民政署長は其の記號番號、品名及數量を公告すべし

前項の規定に依る公告の日より一月内に仍前條の申出を爲す者なきときは公告して物品を公賣に付し其の賣得金を以て稅金、敷料其他其の物品に關する一切の費用に充て殘金あるときは之を被領置者に交付すべし

第四十九條 領置したる物品に付損傷の虞あるときは民政署長は前條の期間に拘らず公告して之を公賣することを得



第五十條 民政署長は領置したる物品を公賣に付するも買受人なきとき又は賣得金の額公賣費用を償ふに足らずと認むるときは適宜之を處分することを得

第五十一條 第四十八條第二項及第四十九條の規定に依る公告には物品の記號、番號、品名及數量の外公賣の事由、場所、日時其他必要な事項を記載すべし

第五十二條 民政署長は第四十八條第二項の規定に依り被領置者に交付すべき金額あるときは之を供託することを得

第五十三條 保稅地域又は郵便局に在る物品を災害其他の事由に因り廢棄せんとする者は所轄民政署長に申告し其の承認を受くべし

前項の規定は保稅地域又は郵便局に在る物品が災害其他の事由に因り滅失したる場合に付之を準用す

第五十四條 第一種物品又は第二種物品の販賣者は少くとも左の事項を帳簿に記載すべし

- 一 受入れたる物品の品名、數量、價格及受入の日並に受入先
- 二 販賣したる物品の品名、數量、價格及販賣の日並に引渡先

小賣の場合に於ては前項第二號の引渡先の記載を要せず但し所轄民政署長監督上必要ありと認

め其の記載を命じたるときは此の限に在らず

第五十五條 第一種物品又は第二種物品の製造者は少くとも左の事項を帳簿に記載すべし

- 一 受入れたる材料の種類、數量及受入の日並に受入先
  - 二 使用したる材料の種類、數量及使用の日
  - 三 製造したる物品の品名、數量及製造の日
  - 四 販賣し又は製造場より移出したる物品の品名、數量、價格及販賣又は移出の日並に引渡先
- 前條第二項の規定は前項第四號に掲ぐる事項の記載に付之を準用す

第五十六條 第一種物品の小賣業者、第二種物品の製造者又は物品の輸入者物品の製造又は出入に關し民政署長より事項を指定して検査又は承認を受くべきことを命ぜられたるときは其の検査又は承認を受くべし

第五十七條 本令に依り所轄民政署長に申告し又は其の承認を受くべき場合に於て保稅地域又は郵便局に出張したる稅務官吏に申告し又は其の承認を受けたるときは所轄民政署長に申告し又は其の承認を受けたるものと看做す

第五十八條 稅務官吏は物品の製造者又は販賣者の營業に關し職務上知得したる事項を他に漏洩す



ることを得ず

第五十九條 詐偽其の他不正の行爲に依り所得特別税、臨時利得特別税、利益配當特別税又は公債及社債利子特別税を逋脱したる者は其の逋脱したる税金の三倍に相當する罰金又は科料に處し直に其の税金を徴収す但し自首したる者又は民政署長に申出でたる者は其の罪を問はず

第六十條 詐偽其の他不正行爲に依り物品特別税を逋脱し又は逋脱せんとしたる者は其の逋脱し又は逋脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金又は科料に處し直に其の税金を徴収す

第六十一條 關東州外に輸出する爲物品特別税を免除せられたる物品を關東州内に於て使用し又は關東州内に於て使用する目的を以て他人に譲渡したる者は其の免除したる税金の五倍に相當する罰金又は科料に處し直に其の税金を徴収す

第六十二條 前三條の場合に於て罰金額二百圓を超ゆるときは二百圓とし科料額五百圓を下るときは五圓とす

第六十三條 左の各號の一に該當する者は二百圓以下の罰金又は科料に處す

- 一 特別税令第二十四條竝に本令第十七條及第十八條の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者
- 二 政府に申告を爲さずして第一種物品の小賣業を営み又は第二種物品を製造したる者

第六十四條 左の各號の一に該當する者は五十圓以下の罰金又は科料に處す

- 一 第十二條第一項又は同條第三項の規定に依る特許若は許可を受けざる者又は事實を詐りて其の特許若は許可を受けたる者
- 二 第五十四條及第五十五條の規定に依る帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿したる者
- 三 稅務官吏の質問に對し答辯を爲さず又は虚偽の陳述を爲したる者
- 四 稅務官吏の職務執行を拒み、妨げ若は忌避したる者又は其の命令若は處分に違反したる者

第六十五條 左の各號の一に該當する者は科料に處す

- 一 本令 第十七條及第十八條を除く に依る申告を怠り又は申告を詐りたる者
- 二 物品の販賣者、製造者又は引取人にして其の製造又は出入に關する事項に付民政署長より検査又は承認を受くべきことを命ぜられたる場合に於て之に従はざるもの

第六十六條 本令中物品特別税に關する規定に於て所轄民政署長とは物品の販賣場、製造場又は保稅地域の所在地を管轄する民政署長を謂ふ

第六十七條 第一條の規定に依る拂込書、計算書、領收證及通知書は別記様式に依り之を調製すべし



第六十八條 關東州外より輸入する物品の取締に付ては關東州酒類煙草セメント麥粉揮發油輸入取締規則を準用す

附 則

本令は關東州北支事件特別稅令施行の日より之を施行す  
特別稅令附則第三項の規定に依り政府に申告せんとする者は本令第四條又は第五條の規定に準じて作成したる申告書に特別稅令施行前より引續き第一種物品の小賣業を營み又は第二種物品を製造せるものなることの事實を併せ記載し之を所轄民政署長に提出すべし（書式略）

朕組織法第三十六條に依り參議府の諮詢を経て郵政生命保險法を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

康徳四年九月十日

國務總理大臣 張 景 惠  
交通部大臣 李 紹 庚

勅 令 第二百六十八號

郵政生命保險法

- 第一條 郵政生命保險は政府之を專掌す
- 第二條 郵政生命保險に於ては政府が保險契約者又は第三者の生死に關し保險金額を支拂ふべきことを約し保險契約者が對償として政府に保險料を支拂ふべきことを約するものとす
- 第三條 郵政生命保險の保險金額は被保險者一人に付五百圓未滿とす
- 保險公司は保險金額五百圓未滿の生命保險契約を爲すことを得ず
- 第四條 郵政生命保險の種類は終身保險及養老保險とす



終身保険に在りては被保険者死亡したるに因りて保険金額の支拂を爲すものとす  
 養老保険に在りては被保険者の生存中保険期間満了し又は其の期間満了前被保険者死亡したるに因りて保険金額の支拂を爲すものとす

第五條 新に被保険者たることを得る者の年齢は十五歳以上六十歳以下とす

被保険者の年齢に付錯誤あることを發見したるときは命令の定むる所に依り保険金額を更正す

第六條 保険料は左の基礎に依り計算す

一 日本國內閣統計局の發表したる第四回生命表の男子死亡率に二割を増加して作成したる死亡生殘表

二 年四分五厘の豫定利率

被保険者の爲に積立つべき金額は前項の基礎に依り純保険料式を以て之を計算す

第七條 郵政生命保険に於ては被保険者の身體検査を行はず

第八條 第三者を被保険者とする保険契約には其の者の同意あることを要す但し被保険者が保険金受取人なるときは此の限に在らず

第九條 保険契約の申込を承諾したるときは保険證書を作成し之を保険契約者に交付す

第十條 保険契約の効力は保険證書作成の日が始まる

第十一條 被保険者が保険契約の効力發生後二年以内に死亡したるときは命令の定むる所に依り保険金額の一部を支拂はざることを得

第十二條 保険契約者が保険金受取人を指定せざるときは被保険者を以て保険金受取人とす

第十三條 保険金受取人が第三者なるときは其の第三者は當然保険契約の利益を享受す

第十四條 保険契約者は保険金額又は第二十九條の規定に依る還付金額の支拂の事由發生する迄は保険金受取人を指定又は變更することを得但し保険金受取人が第三者なる場合に於て保険契約者が別段の意思を表示したるときは此の限に在らず

前項の指定及變更を爲す場合に於ては被保険者の同意あることを要す但し被保険者を保険金受取人と爲す場合は此限に在らず

第一項の規定に依る保険金受取人の指定又は變更は保険契約者が其の旨を政府に通知するに非ざれば之を以て政府に對抗することを得ず

第十五條 保険金額又は第二十九條の規定に依る還付金額を受取るべき権利は之を讓渡することを得ず但し命令に別段の定ある場合は此の限に在らず



前項但書の場合に於て被保険者生存するときは其の者の同意あることを要す

第一項の権利は之を差押ふることを得ず

第十六條 保険契約者は被保険者の同意を得て第三者をして保険契約者としての権利義務を承継せしむることを得

第十七條 保険契約者又は被保険者の詐欺に因る保険契約は之を無効とす

第十八條 保険契約者は何時にても保険契約の解除を爲すことを得

前項の解除は將來に向てのみ其の效力を生ず

第十九條 保険契約の當時保険契約者又は被保険者が悪意又は重大なる過失に因り重要な事實を告げず又は重要な事項に付不實の事を告げたるときは政府は保険契約の解除を爲すことを得但し政府が其の事實を知り又は過失に因りて之を知らざりしときは此の限に在らず

前項の解除は將來に向てのみ其の效力を生ず

第一項の解除権は政府が解除の原因を知りたる時より、一月以内、契約の時より三年以内に之を行使することを要す

第一項の場合に於て保険契約者に對して解除の意思表示を爲すこと能はざるときは保険金受取人

に對して之を爲すことを得

第二十條 政府は保険金額の支拂の事由發生したる後に於ても前條の規定に依り保険契約の解除を爲すことを得既に保険金額の支拂を爲したるときは其の返還を請求することを得

前項の規定は保険契約者又は保険金受取人に於て保険金額の支拂の事由の發生が保険契約者又は被保険者の告げ又は告げざりし事實に基かざることを證明したるときは之を適用せず

第二十一條 保険契約者は命令の定むる所に依り保険契約の變更を請求することを得

第二十二條 保険契約者保険料を拂込まずして命令の定むる所に依り猶豫する期間を経過したるときは保険契約は其の效力を失ふ

前項の規定は保険契約者が前項の期間經過後一月以内に其の契約を保険料拂濟保険契約に變更せんことを請求したるときは之を適用せず

第二十三條 前條第一項の場合に於ては保険契約者は保険契約の失效後一年以内に限り其の復活の申込を爲すことを得

第二十四條 前條の申込を承諾したるときは保険證書に保険契約復活の旨を記載す復活の効力は前項の記載を爲したる日に發生す



第二十五條 保險契約復活したるときは始より其の效力を失はざりしものと看做す

第二十六條 第十七條、第十九條、第二十條及第三十條の規定は保險契約復活の場合に之を準用す  
第二十七條 被保險者が保險契約復活の效力發生後一年以内に死亡したるときは命令の定むる所に依り保險金額の一部を支拂はざることを得

第二十八條 左の場合に於ては保險金額を支拂ふ責に任せず

一 保險金受取人が故意に被保險者を死に致したるとき

二 保險契約者が故意に被保險契約者を死に致したるとき

三 被保險者の死亡したる場合に於て保險契約者又は保險金受取人が命令の定むる所に依り其の通知を發せざるとき

保險金受取人數人ある場合に於ては前項第一號の保險金受取人の受取るべき保險金額に付てのみ前項の規定を適用す

第二十九條 第十八條第一項、第二十二條第一項及前條第一項の場合に於ては保險金受取人は命令の定むる所に依り被保險者の爲に積立てたる金額の一部の還付を請求することを得  
前項の規定は前條第一項第一號の場合には之を適用せず

第三十條 保險契約の全部又は一部が無効なる場合に於て保險契約者及被保險者が善意にして且重大なる過失なきときは保險料の全部又は一部の返還を請求することを得

第三十一條 政府は保險契約者の請求あるときは保險契約の解除に因り還付すべき金額の範圍内に於て命令の定むる所に依り貸付を爲す

第三十二條 保險金額又は第二十九條の規定に依る還付金額を支拂ふべき場合に於て其の保險契約又は之に基きて爲したる貸付に付政府が辨濟を受けべき金額あるときは支拂金額より之を控除す

第三十三條 成規の手續を経て保險金額、保險契約者若は保險金受取人に還付すべき金額又は貸付金額を支拂ひたるときは正當の支拂を爲したるものと看做す

第三十四條 保險金額支拂の請求權並に保險料及被保險者の爲に積立てたる金額還付の請求權は三年間、保險料支拂の請求權は二年間之を行はざるに因りて其の消滅時効完成す

第三十五條 郵政生命保險の事務に關する郵便物は命令の定むる所に依り無料と爲すことを得

附 則

本法は康徳四年十月一日より之を施行す



交通部令 第四十四號

茲に郵政生命保險規則を左の通制定す

康徳四年九月十日

交通部大臣 李 紹 庚

郵政生命保險規則

目次

第一章 總 則

第二章 契約の成立

第三章 保險料の拂込

第四章 保險金の支拂

第五章 契約ノ異動變更

第六章 契約の消滅及復活

第七章 保險契約者に對する貸付

第八章 團體特別取扱

附 則

別 表

郵政生命保險規則

第一章 總 則

第一條 郵政生命保險は郵政官署に於て之を取扱ふ

郵政生命保險の取扱を爲す郵局の名稱、事務の種別及保險料集金施行地域は別に之を佈告す

第二條 保險期間及保險料拂込期間左の如し

終身保險に在りては

一 終身拂込終身

二 二十年拂込終身

三 十年拂込終身

養老保險に在りては

一 全期間拂込二十年滿期

二 十年拂込二十年滿期

三 十年拂込十五年滿期

前項の保險料拂込期間内に被保險者死亡したるときは死亡後の保險料は之を拂込むことを要せず



第三條 保険料額及保険金額は別表の定むる所に依る

第四條 保険料の算定に關しては被保険者の年齢は出生の月より保険契約申込の月迄月を以て計算し一年未満の端數を生じたるときは其の端數が七月以上なるときは之を一年に切上げ六月以下なるときは之を切捨つ

第五條 保険契約に關し郵政官署に於て必要と認むるときは保険契約者契約申込者を含む又は保険金受取人をして保證人を立てしめ又は證明を爲さしむることあるべし

第六條 保険契約に關し郵政官署に差出す書類には保険證書の記號番號を記載すべし

第七條 保険契約者又は保険金受取人保険證書又は保険料領收帳を郵局に差出したるときは其の受領證を受取るべし

第八條 左の場合に於ては保険契約者又は保険金受取人は保険證書、保険料領收帳、保険金支拂通知書、還付金支拂通知書又は貸付通知書の再度交付を請求することを得

- 一 證書、通知書又は領收帳を亡失したるとき
- 二 證書、通知書又は領收帳毀損汚斑して不判明となりたるとき再度保険證書の請求に對しては證書一通に付料金二角を徴收す但し郵政官署に於て已むを得ざる事由ありと認めたるとき竝に

第三十六條の請求又は第五十六條の申込と共に之を爲すときは此の限に在らず

第九條 保険契約者又は保険金受取人前條の請求を爲さんとするときは再度證書、再度通知書又は再度領收帳請求書を作成し再度保険證書の請求に在りては料金相當の郵便切手を請求書に貼附し郵局に差出すべし此の場合に於て證書、通知書又は領收帳あるものは之を添附すべし

前項の請求ありたるときは再度證書、再度通知書又は再度領收帳を作成し之を請求人に交付す原證書、原通知書又は原領收帳を發見したるときは郵局に之を返還すべし

第十條 再度證書、再度通知書又は再度領收帳を發行したるときは原證書、原通知書又は原領收帳は無効とす

第十一條 保険金、還付金又は貸付金の支拂郵局の變更を請求せんとするときは其の要旨を記載したる請求書を郵局に差出すべし

但し原支拂郵局以外の郵局に差出す場合に於ては之に原支拂郵局名を附記すべし  
前項の請求を認めたるときは其の旨を請求人に通知す

第十二條 保険契約者又は保険金受取人數人あるときは其の一人を代表者とすべし  
前項の代表者は他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとす



保険契約者数人ある場合に於ては其の責任は連帯とす

第十三條 保険契約に關し郵便切手を以て納付する料金に過納又は誤納ありたるときは納付人の請求に依り其の納付を受けたる郵局に於て郵便切手を以て之を還付す

## 第二章 契約の成立

第十四條 保険契約の申込を爲さんとする者は保険申込書用紙に左の事項を記載し記名調印の上第

一回保険料を添へ之を郵局又は其の派出局員に差出し第一回保険料領收證を受取るべし此の場合に於て申込を爲さんとする保険契約の被保険者が第三者なるときは其の者の記名調印を要す

一 保険の種類

二 保険料額、其の拂込期間、拂込方法及拂込場所

三 保険金額

四 保険契約者の氏名及職業又は名稱並に住所

五 保険契約者数人あるときは其の代表者の氏名

六 被保険者の氏名、性、生年月日及職業

七 保険金受取人の氏名又は名稱

八 郵政生命保險法第十四條第一項但書に依らんとするときは其の旨

九 被保険者の現在及既往の重なる疾患の有無、病名及經過並に阿片其他麻藥常用の有無

十 被保険者に付既に郵政生命保險契約あるときは其の保険金額及保險證書の記號番號又現に郵政生命保險契約の申込中に係るときは其の旨並に保險金額

十一 第二十三條の請求を爲さんとするときは其の旨

第十五條 保険契約の申込を爲さんとする者は申込の際被保険者たるべき者をして郵局の吏員に面接せしむべし但し被保険者たるべき者が現に服務中の軍人、警察官吏其他公務に従事する者にして所屬長の健康證明書を提出するときは之が手續を省略することあるべし

第十六條 郵政總局に於て保險契約の申込を承諾したるときは保險證書及保險料領收帳を保險契約申込者に交付す

保險契約の申込を承諾せざるときは書面を以て其の旨を保險契約申込者に通知す

保險契約申込者前項の通知書を受けたるときは之に記名調印の上第一回保險料領收證を添へ通知書に指定したる郵局に差出し拂込金の還付を受くべし

第十七條 保險證書には左の事項を記載し郵政總局長の印章を押捺す



- 一 保険の種類
  - 二 保険金額
  - 三 保険料額及其の拂込期間の終期
  - 四 保険契約者及保険金受取人の氏名又は名稱並に被保険者の氏名及生年月日
  - 五 保険契約者数人あるときは其の代表者の氏名
  - 六 保険證書作成の年月日及記號番號
  - 七 郵政生命保險法第十四條第一項但書の意思表示
  - 八 養老保險に在りては保險期間の終期
- 第十八條 郵政生命保險法第五條第二項の場合に於て保險證書作成の日の被保険者の年齢が同條第一項の範圍内なるときは當初より其の年齢に基きて保險契約を爲したるものと看做し其の年齢が十五歳未満なるときは十五歳に達した日に於て保險證書を作成したるものと看做し保險金額を更正す
- 前項の規定に依り保險金額を更正する場合に於て其の金額が五百圓以上となるときは當初より最高の保險金額に基きて保險契約を爲したるものと看做す

### 第三章 保險料の拂込

第十九條 保險料は月掛とし毎月末日迄に一月分を拂込むべし

前項の規定に依り拂込みたる保險料にして保險證書の作成日に應當する日の前日迄に其の拂込を要せざるに至りたるときは之を保險契約者に還付す

第二十條 保險契約者は第二回以後の保險料に付其の一年分以内を前納することを得此の場合に於て一時に拂込を爲さんとする保險料當月分保險料と共に拂込まんとするときは之を合算すが十二月分又は十三月分なるときは保險料一月分に相當する金額の割引を爲す

前項の規定に依り保險料を拂込みたる後其の期間の中途に於て保險料の拂込を要せざるに至りたる場合に於ては未經過期間に對する保險料額を保險契約者に還付す但し保險料の割引を爲したる保險契約にして經過期間十一月以内なるときは其の還付額は未經過期間に對する保險料額より前項の規定に依り割引を爲したる金額を控除したる残額とす

第二十一條 保險料は集金人拂込の場合に在りては拂込場所の集金を受持つ郵局の集金人に窓口拂込の場合に在りては保險契約者の指定したる郵局に拂込み保險料領收帳に其の記入證印を受くべし



第二十二條 保険料の集金の陽暦一月一日より一月五日迄に陰暦正月一日より五日迄に相當する陽暦の日には之が取扱を爲さず

第二十三條 保険契約者二箇以上の保険契約を爲したる場合に於て同一月分の保険料が拂込済なるときは翌月以降の保険料の併合拂込を請求することを得

第二十四條 保険契約者前條の請求を爲さんとするときは保険料拂込を取扱ふ郵局に其の旨を申出で保険料領收帳あるものは之を差出すべし

險保料領收帳は相當處理の上之を保険契約者に交付す

第二十五條 保険契約者保険料併合拂込の全部又は一部を廢止せんとするときは保険料拂込を取扱ふ郵局に其の旨を申出で保険料領收帳を差出すべし

保險料領收帳は相當處理の上之を保險契約者に交付す

第二十六條 保險契約者保險料拂込方法を變更せんとするときは保險料拂込方法變更請求書に保險料領收帳を添へ郵局に差出すべし

第二十七條 保險料の拂込猶豫期間は第十九條第一項の期間經過後第三月中に於ける保險證書作成日に應當する日の前日迄とす

一月以上保險料の込拂を猶豫したる場合に於ては一月を越ゆる期間保險料額 保險料を併合して拂込  
みたる場合に於ては其の拂込額 一圓又は其の端數毎に一月又は其の端數に付二分の延滞料を徴收す但し郵政管理局に於て已むを得ざる事由ありと認めたるときは此の限に在らず

#### 第四章 保險金の支拂

第二十八條 被保險者死亡したるときは保險契約者又は保險金受取人は其の事實を知りたる日より三月以内に郵政管理局に書面を以て其の旨通知を爲すべし若し正當の事由に由り其の期間内に通知を爲すこと能はざるときは其の事由の止みたる後速に通知を爲すべし

前項の通知を爲すべき場合に於て保險金支拂の請求ありたるときは其の請求書を以て通知書と看做す

第一項の通知書は無料普通郵便物として差出すことを得

第二十九條 郵政生命保險法第十一條の規定に依り減額して支拂ふべき保險金額は左の區別に依る

- 一 被保險者が災害又は法定傳染病に因らずして死亡したる場合に於て保險契約の效力發生後二  
年以内なるときは保險金額の二分の一
- 二 被保險者が災害又は法定傳染病に因りて死亡したる場合に於て保險契約の效力發生後一年以



内なるときは保険金額の二分の一

前項の規定に依り支拂ふべき金額が被保険者の爲に積立てたる金額に満たざるときは其の積立てたる金額に依る

第三十條 郵政生命保険法第二十七條の規定に依り減額して支拂ふべき保険金額は左の區別に依る

一 被保険者が災害又は法定傳染病に因らずして保険契約復活の效力發生後一年以内に死亡したる場合に於ては復活の效力發生の日に於て被保険者の爲に積立てたる金額に復活の效力發生後死亡迄に拂込むべき保険料に相當する金額を加へたる金額

二 被保険者が災害又は法定傳染病に因りて復活の效力發生後一年以内に死亡したる場合に於ては保険金額の二分の一

三 被保険者が災害又は法定傳染病に因らずして復活の效力發生後一年以上にして契約の效力發生後二年以内に死亡したる場合に於ては保険金額の二分の一

前項第二號及第三號の規定に依り支拂ふべき金額が前項第一號の金額に満たざるときは前項第一號の金額に依る

第三十一條 保険金受取人保険金支拂の請求を爲さんとするときは保険金支拂請求書に左の書類を

添へ郵局に差出すべし

一 保険證書及保険料領收帳

二 被保険者に關する戸籍謄本又は抄本若は之に代るべき書類

三 被保険者死亡の場合に在りては警察官署に差出したる死亡診斷書、死體檢案書若は險視調書に記載したる事項の證明書又は之に代るべき書類

前項の場合に於て災害又は法定傳染病に因らずして保険契約の效力發生後一年以内に死亡し又は保険契約の效力發生後二年以内にして復活の效力發生後一年以内に死亡したるものに在りては保険金支拂請求書に前項第二號及第三號の書類の添附を省略することを得此の場合に於ては保険金支拂請求書に被保険者の住所を附記すべし

第三十二條 保険金受取人保険金支拂の請求を爲さんとする場合に於て保険料集金施行地域外に居住し前條の規定に依る保険金支拂請求書及其の添附書類を郵局に差出すことを困難とする事情あるときは直接之を郵政管理局に送付すべし

前項の書類は無料書留通常郵便物として差出すことを得

第三十三條 前二條の請求ありたるときは保険金支拂通知書を保険金受取人に送付す



保険金受取人前項の通知書を受けたるときは之に記名調印し通知書に指定したる郵局に差出し保険金の拂渡を受くべし此の場合に於て保険證書及保険料領收帳受領證の交付を受けたるものに在りては共に之を差出すべし

第三十四條 第三十二條第一項の規定は保険金受取人郵政生命保険法施行區域外より保険金支拂の請求を爲さんとする場合に之を準用す

前項の請求ありたるときは滿洲中央銀行を経て保険金の支拂を爲す

第三十五條 第二十八條及第三十一條乃至前條の規定は郵政生命保険法第二十八條場合に於て同法第二十九條の規定に依り還付すべき金額の支拂に之を準用す

#### 第五章 契約の異動變更

第三十六條 保険契約者の效力發生後二年を経過したるときは左の場合に於て保険契約の變更を請求することを得

- 一 保険金額及保険料額を増加せず且保険料拂込期間を延長せずして終身保険を養老保険に變更せんとするとき
- 二 養老保険を終身保険に變更せず且保険期間及保険拂込期間を變更せずして保険料を減額せんとするとき

#### とするとき

保険契約者が保険契約を保険料拂濟保険契約に變更の請求を爲すには第五十二條第二項の規定に該當せず且料濟保険金額は三十圓以上なることを要す

第一項の請求に對しては料金三角を徴收す

第三十七條 前條の請求ありたる場合に於て更正すべき保険金額は別表の定むる所に依る

第三十八條 保険契約者第三十六條の請求を爲さんとするときは保険契約變更請求書を作成し料金を要するものに在りては料金相當の郵便切手を請求書に貼附し保険證書及保険料領收帳を添へ郵局に差出すべし

保険證書及保険料領收帳を添へ郵局に差出すべし

第三十九條 郵政生命保険法第十六條の規定に依り保険契約者に變更ありたるときは保険契約承繼者は保険證書訂正請求書に被保険者及保険契約者と共に記名調印し保険證書及保険料領收帳を添へ郵局に差出すべし

保険證書及保険領收帳は訂正の上之を保険契約承繼者に返付す

第四十條 保険契約者第十二條の規定に依る代表者を變更したるときは保険證書訂正請求書に保険



書及保険料領收帳を添へ郵局に差出すべし

保険證書及保険料領收帳は訂正の上之を保険契約者に返付す

第四十一條 保険契約者保険金受取人を指定又は變更したるときは保険證書訂正請求書に保険證書を添へ郵局に差出すべし此の場合に於て被保険者の同意を要するときは其の記名調印を要す  
 保険證書は訂正の上之を保険契約者に返付す

第四十二條 前條の規定は保険契約締結後郵政生命保険法第十四條第一項但書の意思を表示せんとする場合又は保険契約者、被保険者若は保険金受取人氏名を改めたる場合に之を準用す此の場合に於て保険契約者又は被保険者氏名を改めたるものときは保険料領收帳をも添附すべし

第四十三條 第三十九條及第四十一條の規定は保険契約者若は保険金受取人の相続人其の他の包括承繼人が保険契約上の権利義務を承繼したる場合に之を準用す

第四十四條 保険契約者其の住所若は保険料拂込場所を變更したるときは之を郵局に届出づべし

前項の届書は無料普通郵便物として差出すことを得

第四十五條 保険契約者保険料集金施行地域外に移轉したる場合に於ては其の旨郵政管理局に届出づべし

前項の保険契約者は郵政管理局に保険料を拂込むべし此の場合に於ては無料郵政通常爲替に依り之が拂込を爲すことを得郵政管理局前項の保険料の拂込を受けたるときは保険料領收證を保険契約者に送付す

第一項の保険契約者保険料集金施行地域内に移轉したる場合に於ては第二十一條の規定に依り保険料拂込方法を指定し之を郵局に届出づべし

第一項の届書は無料普通郵便物として差出すことを得

第四十六條 前條の規定は保険契約者郵政生命保険法施行區域外に移轉したる場合及同施行區域外より施行區域内に移轉したる場合に之を準用す

第四十七條 第十八條の規定に依り保険金額の更正を要する場合に於て保険契約者更正の通知書を受けたるときは保険證書を郵局に差出すべし保険料額の更正を要する場合又は第十八條第一項後段の場合に於ては保険料領收帳をも差出すべし

保険證書及保険料領收帳は訂正の上之を保険契約者に返付す

第四十八條 第十八條の規定に依り保険金額を更正すべき場合に於て既に拂込みたる保険料の一部の還付を要するときは第五十五條の規定を準用す此の場合に於ては保険證書を呈示すべし



第四十九條 保險金受取人の権利が確定したるときは其の権利は左に掲ぐる者に限り之を讓渡することを得

- 一 配偶者
- 二 三親等内の血族又は姻族
- 三 公共團體、社寺、學校、又は營利を目的とせざる法人若は團體

第五十條 保險金受取人前條の權利を讓渡したるときは保險證書訂正請求書に讓渡人、讓受人及被保險者生存するときは共に記名調印し左の書類を添へ郵局に差出すべし

- 一 保險證書
  - 二 親族に讓渡したるときは其の續柄を認むべき戶籍謄本又は抄本若は之に代るべき書類
  - 三 法人又は團體に讓渡したるときは其の營利を目的とせざることを認むべき相當證明書
- 保險證書は訂正の上之を保險契約者又は保險金受取人に交付す

#### 第六章 契約の消滅及復活

第五十一條 保險契約者保險契約の解除を爲さんとするときは解約通知書を保險料拂込を取扱ふ郵局 保險料拂込を取扱ふ郵局なきときは其の住所の集金を受持つ郵局 に差出し保險證書を呈示すべし

前項の規定に該當する郵局なきときは解約通知書を郵政管理局に送付すべし

前項の通知書は無料普通郵便物として差出すことを得

第五十二條 郵政生命保險法第二十九條第二項の規定に依り還付すべき金額は別表の定むる所に依る

前項の金額は保險契約の效力發生後一年を経過せざる保險契約に付ては之を還付せず此の場合に於ては未だ拂込を爲さざる保險料は之を拂込むことを要せず

第五十三條 保險金受取人郵政生命保險法第二十九條第一項の規定に依り保險契約の解除又は失効に因る還付金支拂の請求を爲さんとするときは還付金支拂請求書に保險證書及保險料領收帳を添へ郵局に差出すべし

前項の請求ありたるときは還付金支拂通知書を保險金受取人に送付す

保險金受取人前項の通知書を受けたるときは之に記名調印し保險證書及保險料領收帳の受領證を添へ通知書に指定したる郵局に差出し還付金の拂渡を受くべし

第三十二條及第三十四條の規定は第一項の規定に依る還付金の支拂に之を準用す

第五十四條 郵政總局に於て保險契約の解除を爲すときは保險契約者に其の旨を通知す



第五十五條 保險契約の無効又は取消の場合に於て保険料其の他還付を要するものあるときは其の還付通知書を保險契約者に送付す

保險契約者前項の通知書を受けたるときは之に記名調印し保險證書を添へ通知書に指定したる郵局に差出し還付金の拂渡を受くべし

第五十六條 保險契約者保險契約復活の申込を爲さんとするときは復活申込書用紙に第十四條第九號乃至第十一號の事項を記載し被保險者が第三者なるときは被保險者と共に記名調印の上保險證書、保險料領收帳及保險料の拂込を爲さざりし期間の保險料を添へ郵局又は其の派出局員に差出し其の領收證を受取るべし

保險料契約者前項の保險料の全部又は一部に付第五十八條の請求を爲さんとするときは復活申込書に振替貸付の旨を附記し之に振替貸付證書を添附すべし

第五十七條 第十五條及第十六條の規定は保險契約復活の場合に之を準用す

#### 第七章 保險契約者に對する貸付

第五十八條 保險契約者は郵政生命保險法第三十一條第一項の規定に依り保險料に振替ふる爲一年以内の保險料に相當する金額に付貸付の請求を爲すことを得

前項の請求ありたるときは毎月末日に於て保險料に振替を爲す但し第十九條第一項の期間經過後第三月に請求したるものに在りては第二十七條第一項の期間の末日に於て振替を爲すものとす  
貸付期間は前項の規定に依り最後に保險料に振替へたる月の翌日より一年を以て滿了す  
保險契約者已むを得ざる場合には辨濟期に於て貸付期間の更新を請求することを得此の場合に於て貸付期間は更新を請求したる月の翌日より一年を以て滿了す  
貸付期間滿了前に於て保險契約消滅し又は保險料拂濟保險に変更したるときは辨濟期に達したるものと看做す

貸付金に對しては保險料に振替へたる月の翌日より利息を付す

貸付金の利率は別に之を佈告す

貸付金に對する利息の計算は月割を以てし一月未滿の端數あるときは一月に切上ぐ

保險契約者貸付期間の滿了前貸付金の全部又は一部の辨濟を爲したる場合に於ては未だ經過せざる貸付期間に對する利息は之を支拂ふことを要せず

貸付金の一部辨濟を爲す場合に於ては保險料一月分に滿たざる端數を附することを得ず

第五十九條 保險契約者前條の貸付を受けんとするときは振替貸付證書に保險證書及保險料領收帳



を添へ保険料拂込を取扱ふ郵局に差出すべし此の場合に於て保険金受取人が第三者なるときは共に記名調印すべし

前項の請求ありたるときは保険證書及保険料領收帳に貸付に關する事項を記載し之を保険契約者に返付す

第六十條 郵政生命保險法第三十一條第一項の規定に依り第五十八條第一項以外の貸付を受くる場合に於ては其の金額は保險金額の二分の一以内に於て十圓以上とす但し一月未滿の端數を附することを得ず

前項の貸付期間は貸付金を交付したる月の翌月より一年を以て滿了す

貸付金に對しては貸付金を交付したる月の翌月より利息を附す但し貸付金を交付したる月に辨済する場合に於ては一月分の利息を付す

貸付金の一部辨済を爲す場合に於ては一圓未滿の端數を附することを得ず

第五十八條第四項、第五項及第七項乃至第九項の規定は第一項の貸付に之を準用す

第六十一條 保險契約者前條の貸付を受けんとするときは普通貸付請求書に保險證書を添へ保険料拂込を取扱ふ郵局保險料拂込を取扱ふ郵局なきときは其の住所の集金を受持つ郵局以下同じに差出すべし此の場合に於て保險金受取人が

第三者なるときは共に記名調印し保險料領收帳あるものは之を呈示すべし

前項の請求ありたるときは貸付通知書を保險契約者に送付す

保險契約者前項の通知書を受けたるときは之に連接せる貸付證書に住所氏名を記入し調印の上保險證書の受領證を添へ通知書に指定したる郵局に差出し貸付金の交付を受くべし

保險證書には貸付に關する事項を記載し貸付金交付の際之を保險契約者に返付す

第六十二條 貸付金の交付を受くることなくして貸付通知書の發行の日より二月を経過したるときは貸付請求を取消したるものと看做し保險證書は保險契約者に返付す

第六十三條 保險契約者貸付金の辨済をなさんとするときは貸付金に利息を添へ保險料拂込を取扱ふ郵局に差出し保險證書に貸付金辨済の旨の記入を受くべし

前項の場合に於ては貸付證書は之を保險契約者に返付す

第六十四條 保險契約者貸付期間の更新を請求せんとするときは保險料拂込を取扱ふ郵局に其の旨を申出で利息を差出し保險證書に其の記入を受くべし

第六十五條 保險契約者貸付期間滿了後二月以上貸付金の辨済を爲さざるときは利息の外別に定むる遲滯金を徴收す



前項の遅滞金は利息と共に之を拂込むべし

第一項の遅滞金は郵政管理局に於て已むを得ざる事由ありと認めたるときは之を免除することを  
得

第六十六條 保險契約者辨濟期間を過ぐるも貸付金の辨濟を爲さず且郵政生命保險法第二十三條の  
期間を経過したるときは同法第二十二條第一項の期間満了の日に於て辨濟したるものと看做し同  
法第二十九條の還付金額より之を控除す

第六十七條 保險契約者保險料集金施行地域外に居住する場合に於ては第五十九條、第六十三條又  
は第六十四條の手續は直接郵政管理局に對し之を爲すことを得

郵政生命保險法施行區域外に居住する場合亦前項に同じ

第一項の書類は無料普通通常郵便物として差出し又貸付金及利息は無料郵政通常爲替に依り之が  
辨濟を爲すことを得

#### 第八章 團體特別取扱

第六十八條 官公署、會社、工場其の他の團體に屬する者十五人以上を被保險者とし十五箇以上の  
保險契約を一團として申込む場合に於ては團體特別取扱の請求を爲すことを得

第六十九條 團體特別取扱を受くる保險契約 以下團體取扱と稱す は各保險契約者の拂込むべき保險料の全部

に付代表者に於て之を取纏め拂込を爲すべし

第七十條 團體特別取扱を受けんとするときは代表者 保險契約者たらざる者を一名を定め其の者に於

て保險申込書と共に團體特別取扱請求書を郵局又は其の派出局員に差出すべし此の場合に於ては

保險申込書には保險料拂込方法及拂込場所の記入を要せず

前項の請求書には左の事項を記載し代表者記名調印すべし

- 一 團體の名稱
- 二 代表者の住所
- 三 保險料拂込方法
- 四 保險料拂込場所
- 五 保險申込書通數

第七十一條 團體取扱の保險契約申込に付ては第十五條の手續は之を省略することあるべし

第七十二條 團體取扱の第二回以後の保險料に付其の拂込を爲すときは其の百分の五に相當する金  
額の割引を爲す但し被保險者十五人未滿に減じたるときは此の限りに在らず



第七十三條 第二十條第一項の規定に依り保険料の前納を爲す場合に於て一時に拂込を爲さんとす  
る保険料當月分保険料と共に拂込まんとするときは之を合算すが十二月分又は十三月分なるときは前條の割引と合せ其の百分の十に相當する金額の割引を爲す

前項の規定に依り保険料を拂込みたる後其の期間の中途に於て保険料の拂込を要せざるに至りたる保険契約の保険契約者に還付すべき保険料額は未經過期間に對する保険料額より前項の規定に依り割引を爲したるものに在りては其の百分の十、前條の規定に依り割引を爲したるものに在りては其の百分の五に相當する金額を控除したる残額とす

第七十四條 團體取扱に對しては一團體に付保険料領收帳一通及團體内譯簿を代表者に交付す

第七十五條 新保険契約を團體取扱中に加へんとするときは代表者に於て團體特別取扱加入請求書を保險申込書保險料拂込方法及拂込場所の記入を要せずと共に保險料拂込を取扱ふ郵局又は其の派出局員に差出し保險證書の交付を受けたる後遅滞なく團體内譯簿を保險料拂込を取扱ふ郵局に差出すべし

既存保険契約を團體取扱中に加へんとするときは代表者に於て團體特別取扱加入請求書に當該契約の保險料領收帳及團體内譯簿を添へ保險料拂込を取扱ふ郵局に差出すべし

保險料領收帳及團體内譯簿は相當處理の上保險料領收帳は之を保險契約者に、團體内譯簿は之を

代表者に返付す

第七十六條 團體取扱中より脱退したる保險契約あるときは代表者に於て團體特別取扱脱退通知書を團體内譯簿と共に保險料拂込を取扱ふ郵局に差出すべし此の場合に於て脱退したる保險契約の保險料拂込方法又は保險料拂込場所に付變更を要するものあるときは其の旨を通知書に附記すべし

前項の通知を受けたるときは脱退したる保險契約者に新に保險料領收帳を交付す

第一項の規定は被保險者の死亡、解約其の他の事由に由り團體取扱中の保險契約に異動を生じたる場合に之を準用す

第七十七條 團體の名稱を變更したるときは代表者に於て保險料拂込を取扱ふ郵局に届出で保險料領收帳を差出すべし代表者に變更ありたるとき亦同じ

第七十八條 團體特別取扱を廢止したるときは代表者に於て團體特別取扱廢止通知書に團體内譯簿を添へ保險料拂込を取扱ふ郵局に差出し保險料領收帳を呈示すべし

第七十六條第一項及第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第七十九條 團體取扱中異動頻繁なるものに付ては郵政管理局に於て團體特別取扱を廢止すること



あるべし

前項に依り團體特別取扱を廢止したるときは代表者に其の旨を通告し各保險契約者に新に保險料領收帳を交付す

第八十條 團體特別取扱の契約にして第三十一條、第三十五條、第三十八條乃至第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十七條、第五十三條、第五十六條及第六十一條の場合に於ては保險料領收帳を差出すことを要せず又第三十八條乃至第四十條、第四十二條、第四十三條及第四十七條の請求にして團體内譯簿の訂正を要する場合に於ては保險料拂込を取扱ふ郵局に當該請求書等に團體内譯簿を添へ差出すべし

第八十一條 第七十條及七十二條乃至前條の規定は既存の十五箇以上の保險契約被保險者十五人以上たることを要すを一團として保險料の拂込を爲さんとする場合に之を準用す

此の場合に於ては團體特別取扱請求書に保險料領收帳の通數を記載し保險料領收帳を添付すべし

附 則

本令は康徳四年十月一日より之を施行す

別表第一

第三條の規定に依る保險料額及保險金額

- 一 保險料は月額一角又は其の倍數とす但し其の保險料に對する保險金額は五十圓以上なることを要す
- 二 保險料月額一角に對する保險金額は左の如し  
 保險料月額二角に對するものは其の二倍、三角に對するものは其の三倍、其他之に準じ計算するものとす

契約申出時年齢	保 險			養 老 保 險		
	終身拂込	二十年拂込	十年拂込	二十年滿期	十年拂込	十年滿期
一五	五五・〇 <sup>円</sup>	四〇・九 <sup>円</sup>	二七・〇 <sup>円</sup>	二三・二 <sup>円</sup>	一五・一 <sup>円</sup>	一二・八 <sup>円</sup>
一六	五三・六	三九・九	二六・三	二三・〇	一四・九	一二・七
一七	五二・四	三九・二	二五・八	二三・〇	一四・九	一二・七
一八	五一・六	三八・七	二五・四	二三・〇	一四・九	一二・七
一九	五一・〇	三八・四	二五・二	二三・〇	一四・九	一二・七



四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五

三五·三 三四·〇 三二·八 三一·五 三〇·三 二九·一 二八·〇 二六·八 二五·七 二四·六 二三·六 二二·五 二一·五 二〇·六 一九·六

二九·二 二八·三 二七·五 二六·七 二五·九 二五·一 二四·三 二三·五 二二·七 二二·九 二一·九 二一·一 二〇·四 一九·六 一八·九 一八·一

一九·四 一八·八 一八·三 一七·九 一七·四 一六·九 一六·四 一六·〇 一五·五 一五·〇 一四·六 一四·二 一三·八 一三·三 一二·九

二二·二 二二·〇 二一·七 二一·四 二一·一 二〇·八 二〇·五 二〇·一 一九·七 一九·三 一八·九 一八·四 一七·九 一七·四 一六·九

一四·七 一四·五 一四·四 一四·三 一四·一 一四·〇 一三·八 一三·六 一三·四 一三·二 一三·〇 一二·八 一二·六 一二·三 一二·一

一二·七 一二·六 一二·五 一二·四 一二·三 一二·二 一二·一 一一·〇 一一·八 一一·七 一一·六 一一·四 一一·三 一一·一

三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇

五〇·五 四九·九 四九·三 四八·六 四七·九 四七·一 四六·一 四五·一 四四·〇 四二·九 四一·六 四〇·四 三九·一 三七·九 三六·六

三八·一 三七·九 三七·六 三七·二 三六·九 三六·四 三五·九 三五·三 三四·七 三四·〇 三三·二 三二·四 三一·六 三〇·八 三〇·〇

二五·〇 二四·九 二四·六 二四·四 二四·二 二三·九 二三·五 二三·二 二二·八 二二·三 二一·九 二一·四 二〇·九 二〇·四 一九·九

二三·〇 二三·一 二三·二 二三·三 二三·三 二三·四 二三·三 二三·二 二三·一 二二·八 二二·七 二二·五

一四·九 一四·九 一四·九 一五·〇 一五·一 一五·一 一五·一 一五·一 一五·一 一四·九 一四·九 一四·八

一二·七 一二·七 一二·八 一二·八 一二·八 一二·九 一二·九 一二·九 一二·九 一二·八 一二·八 一二·八 一二·七 一二·七



五〇	一八・七	一七・四	一二・五	一六・四	一一・八	一〇・九
五一	一七・八	一六・七	一二・一			一〇・七
五二	一六・九	一六・〇	一一・七			一〇・五
五三	一六・一	一五・三	一一・四			一〇・三
五四	一五・三	一五・六	一一・〇			一〇・一
五五	一四・五	一四・〇	一〇・六			九・八
五六	一三・八	一三・三	一〇・二			
五七	一三・一	一二・七	九・九			
五八	一二・四	一二・一	九・五			
五九	一一・七	一一・五	九・二			
六〇	一一・一	一〇・九	八・九			

別表第二

第三十七條の規定に依り更正すべき保険金額は左の區別に依る

一 第三十六條第一項第一號又は第二號の請求ありたる場合 第三十六條第一項第一號の請求と同時に第三十六條第二項第二號の請求ありたる場合

を含むに於ては左記第一の保険金額より第二の保険金額を減じ第三の保険金額を加へたるものとす  
但し第二號の請求ありたる場合該當保険契約に付未拂保険料あるときは保険料の減少せられたる部分に對する未拂保険料を左記第三の被保険者の爲に積立てたる金額より控除す

第一 保険契約の效力發生の時に於て保険契約申込當時の年齢を以て變更せんとする保険種類及保険料に依りて契約したる場合の保険金額

第二 前記の保険契約に對し契約變更の時に被保険者の爲に積立つべき金額を保険契約の將來の部分に對する一時拂純保険料として算出したる保険金額

第三 原契約に對し契約變更の時に被保険者の爲に積立てたる金額を變更せんとする保険契約の將來の部分に對する一時拂純保険料として算出したる保険金額

二 第三十六條第二項の規定に依り更正すべき保険金額は契約變更の時に被保険者の爲に積立てたる金額を保険契約の將來の部分に對する一時拂純保険料として算出したる金額とす但し當該保険契約に付未拂保険料及延滞料又は貸付金利息及遲滞金あるときは被保険者の爲に積立てたる金額より之を控除す

別表第三



第五十二條の規定に依る還付金額

- 一 還付金額は被保険者の爲に積立てたる金額に左の區別に依る割合を乗じたる金額とす
  - 保険契約の效力發生後三年以内なるとき 八割
  - 保険契約の效力發生後四年以内なるとき 八割一分
  - 保険契約の效力發生後五年以内なるとき 八割二分
- 以下一年を増す毎に一分を加へ九割八分に至て止む

朕組織法第三十六條に依り參議府の諮詢を経て滿洲合成燃料株式會社法を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

康德四年七月二十九日

國務總理大臣	張	景	惠
産業部大臣	呂	榮	寶
經濟部大臣	韓	雲	階

勅令 第二百十七號

滿洲合成燃料株式會社法

第一條 政府は瓦斯合成法に依る液體燃料製造工業の確立を圖る爲股份有限公司たる滿洲合成燃料株式會社を設立せしむ

第二條 會社は瓦斯合成法に依る液體燃料の製造及副産物の加工に關する事業を營むことを目的とす



會社は産業部大臣の認可を受け前項事業に附帶する業務を営むことを得

第三條 會社の資本の額は五千萬圓とし内千七百萬圓は政府の出資とす

第四條 會社の株式は記名式とし一株の金額は五十圓とす

第五條 會社の株式は會社の同意を得るに非ざれば之を他人に讓渡することを得ず

第六條 會社の株金の第一回拂込の額は之を株金の五分の一迄に下すことを得

第七條 會社は産業部大臣の認可を受け拂込資本金額の二倍を限り社債を募集することを得

第八條 會社の株主は一株に付一箇の議決權を有す

第九條 會社に理事長一人、理事五人以内及監事三人以内を置く

第十條 理事長は會社を代表し其の業務を綜理す

理事長事故あるときは理事中の一人理事長の職務を行ふ

理事は理事長を輔佐し會社の業務を掌理す

監事は會社の業務を監査す

第十一條 理事長、理事及監事は株主總會に於て之を選任す

理事長及理事の任期は四年、監事の任期は三年とす

第十二條 理事長及常務に従事する理事は産業部大臣の許可を受くるに非ざれば他の業務に従事することを得ず

第十三條 理事長、理事及監事の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、社債の募集並に合併及解散の決議は産業部大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十四條 會社は産業部大臣の認可を受くるに非ざれば重要財産を他人に讓渡し又は之を擔保に供することを得ず

第十五條 會社は産業部大臣の認可を受くるに非ざれば其の事業の全部又は一部を廢止又は休止することを得ず

第十六條 産業部大臣は會社の業務に關し監督上必要なる命令を爲すことを得

第十七條 産業部大臣は會社の決議が法令若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消すことを得

産業部大臣は會社の理事長、理事又は監事の行爲が法令、定款若は本法に依る命令に違反し又は公益を害すと認むるときは之を解任することを得

第十八條 産業部大臣は本法に基く處分に付經濟部大臣と協議すべし



- 第十九條 本法は公布の日より之を施行す
- 第二十條 政府は設立委員を命じ會社の設立に關する一切の事務を處理せしむ
- 第二十一條 設立委員は定款を作成し産業部大臣の認可を受くべし
- 第二十二條 株式總數の引受ありたるときは設立委員は遲滞なく株金の拂込をなさしむべし  
前項の拂込ありたるときは設立委員は遲滞なく創立總會を招集すべし
- 第二十三條 設立委員會社の設立登記を完了したるときは遲滞なく其の事務を理事長に引渡すべし

朕參議府の諮詢を経て裁可し康徳四年八月二日新京に於て本國國務總理大臣が大日本帝國特命全權大使と共に署名調印したる滿洲拓植公社の設立に關する協定を茲に公布せしむ

御名 御璽

康徳四年八月二日

國務總理大臣	張	景	惠
産業部大臣	呂	榮	寰
經濟部大臣	韓	雲	階

條 約 第一號

滿洲拓植公社の設立に關する協定

大日本帝國政府及滿洲帝國政府は兩國協力して滿洲國に於ける移住を助成し滿洲國國土の開發を爲し以て兩國間の緊密不可分の關係を益鞏固ならしめんことを希望し  
之が爲日滿合辦の株式會社を設立するの必要なるを認め茲に左の條款を訂立せり

第一條



日滿兩國政府は協力して日滿合辦の株式會社を設立せしめ滿洲國に於ける開拓移住の助成に關する事業を經營せしむるものとす

前項の株式會社は滿洲拓植公社と稱す

## 第二條

滿洲拓植公社（以下公社と稱す）の資本は滿洲國國幣五千萬圓とす但し日滿兩國政府の認可を受け之を増減することを得

公社は株金額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

## 第三條

公社の株式は記名式とし日滿兩國の政府は公共團體若は國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上又は資本の半額以上若は議決權の過半數が兩國の國民又は法人以外の者に屬せざるものに限り之を所有することを得

公社の各株主は一株に付一箇の議決權を有す

## 第四條

公社に總裁一名竝に理事及監事若干名を置く

總裁は公社を代表し其の業務を綜理す

總裁事故あるときは理事の一人其の職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ

理事は總裁を輔佐し公社の業務を分掌す

監事は公社の業務を監査す

## 第五條

公社の總裁及理事は日滿兩國政府之を任命す

總裁の任期は五年、理事の任期は四年、監事の任期は三年とす

## 第六條

公社は其の拂込みたる株金額の十倍を限り社債を發行することを得

公社社債を發行せんとする場合に於ては日滿兩國政府の認可を受くべし

前項の社債の元利支拂に付ては日滿兩國政府に於て各所要の手續を経たる上連帶して之が保證を爲すものとす

## 第七條

公社の利益配當は公正なる一定率を超えざるものとす



政府持株以外の株式に對する利益配當は定款の定むる所に依り或程度の率に達する迄政府持株に優先して之を爲すことを得

#### 第八條

滿洲國政府は公社に對し登録税、法人營業税、契稅、木税及牲畜税を免除す

#### 第九條

滿洲國政府は移住者が公社より土地の分讓を受けたる場合移住者に對し契稅を免除す

#### 第十條

會社が移住者に讓渡したる不動産及不動産上の權利の移轉（相續に因る場合を除く）、貸付又は之に對する物權の設定若は移轉（相續に因る場合を除く）は公社の承諾を得るに非ざれば其の效力を生ぜず

#### 第十一條

日滿兩國政府は公社の業務を監督す

#### 第十二條

日滿兩國政府は公社の決議又は役員が行爲にして本協定、兩國の法令若は公社の定款に違反し、公

益を害し又は監督命令に違反したるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得

#### 第十三條

公社の毎年度の資金計畫及決算は日滿兩國政府の認可を受くべし  
公社の定款の變更、監事の選任及解任並に合併及解散の決議は日滿兩國政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

#### 第十四條

日滿兩國政府は公社の業務の監督を爲さしむる爲滿洲國新京に滿洲拓植委員會を設置す

#### 第十五條

委員會は公社の業務の監督上必要なる命令を爲すことを得

#### 第十六條

委員會は第二條第一項但書、第六條第二項、第十三條第一項及第二項の認可、第六條第三項の保證並に第十二條の決議の取消及役員の解任に付日滿兩國政府に其の意見を具申することを得

#### 第十七條

委員會は必要に應じ滿洲國に於ける移民に關する一切の事項に付日滿兩國政府に建議することを得



第十八條

委員會の經費は日滿兩國政府均等に之を分擔するものとす

第十九條

公社に付ては本協定に定むるものの外日滿兩國政府間に別に定むる所に據るものとす

第二十條

日滿兩國政府は夫夫十五名の設立委員を命じ兩國政府監督の下に公社設立に關する一切の事務を處理せしむるものとす

第二十一條

設立委員は定款を作り日滿兩國政府の認可を受けたる後株主を募集するものとす

第二十二條

設立委員は株主の募集を終りたるときは株式申込證を日滿兩國政府に提出し公社設立の許可を申請するものとす

前項の許可を受けたるときは設立委員は遲滯なく各株式に付第一回の拂込を爲さしめ其の拂込ありたるときは遲滯なく創立總會を招集するものとす

第二十三條

創立總會終結したるときは設立委員は其の事務を公社に引渡すものとす

第二十四條

本協定は署名の日より實施せらるべし  
本協定の正文は日本文及漢文とし日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にするときは日本文本文に依り之を決す

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本協定に署名調印せり

昭和十二年八月二日即ち康德四年八月二日新京に於て本書二通を作成す

滿洲帝國駐劄特命全權大使 植 田 謙 吉園

滿洲帝國國務總理大臣 張 景 惠園

附 屬 書

一 滿洲拓植委員會の委員は十二名とし日滿兩國政府は各六名を任命し相互に之を通報すべし  
日滿兩國政府は必要に應じ協議の上各同數の臨時委員を任命することを得委員又は臨時委員事故あるときは其の代理者に付滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使滿洲帝國國務總理大臣相互協議



- の上之を出席せしむることを得代理者は委員又は臨時委員の名に於て其の職を行ふ
- 二 委員會の會長は委員中より之を互選す會長事故あるときは委員中より其の代理者を互選す代理者は會長の名に於て其の職を行ふ會長は委員會を代表し且會議の議長と爲る
- 三 委員會の議事は過半數を以て之を決す可否同數なるときは會長の決する所に依る會長は委員として議決に加はることを妨げず
- 四 委員會に滿洲拓植委員會事務局を置き委員會の常務を處理せしむ
- 前項の事務局は委員會に於て選任する委員若干名及隨員を以て之を構成す
- 事務局に局長を置く局長は前項の委員中より會長之を命ず
- 五 委員會は日滿兩國政府の承認を経て其の規則を定む

經濟部

第九號

令

治安部

第八號

茲に暴利取締に關する件を左の通制定す

康德四年八月三日

經濟部大臣

韓

雲

階

治安部大臣

于

芷

山

暴利取締に關する件

第一條 左に掲ぐる物件に付急激なる市價の變動を誘起し因て暴利を取得するの手段として之が買占、賣惜を爲し若は爲さんとしたる者又は暴利を得るの目的を以て不當の對價若は條件に依り之が販賣を爲したる者は六月以下の徒刑若は三百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す

米

小麥及小麥粉

燕

麥



高粱 包米 粟 苧麻子 飲食料品 飼料 牲畜 被服、寢具類及其の材料 麻製品 皮革及皮革製品 紙 藥品其の他の衛生材料 自動車其の他の運搬具

暴利を得るの目的を以て不當の對價若は條件に依り、家屋、屋室、車馬其の他の運搬具を賃貸し

若は勞務を提供したる者に付亦前項に同じ

第二條 主管部大臣必要ありと認むるときは前條第一項所定の物品を取扱ふ者又は家屋、屋室、車馬其の他の運搬具の賃貸者若は勞務提供者に對し賣買價格、賣買數量、貯藏量、賃貸價格、勞賃等に關する報告を徴し又は當該官吏をして其の者の住所、營業所、店舗、倉庫、工場其の他の場所臨檢し金庫帳簿其の他諸般の文書物件を檢査し又は關係者を尋問せしめ其の他暴利取締上必要なる命令を爲すことあるべし

當該官吏前項の職務を執行する場合に於ては其の身分を證する書面を携帯すべし

第三條 前條第一項の規定に依り命ぜられたる報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し又は同條第一項に依る當該官吏の檢査を拒み、妨げ若は忌避し又は尋問に答へず若は虚偽の答辯を爲し其の他本令又は本令に基きて爲す處分に違反したる者は三月以下の徒刑若は百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す

第四條 使用人其の他の従業員本人の業務に關し本令の罰則に觸るる行爲を爲したるときは該行爲者を罰するの外本人をも處罰す但し本人心神喪失者又は營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者なるときは其の法定代理人を處罰す



第五條 法人の使用人其の他の従業員法人の業務に關し本令の罰則に觸るる行爲を爲したるときは該行爲者を罰するの外業務を執行する社員又は職員をも處罰す

法人の業務を執行する社員又は職員前項の行爲を爲したるときは其の社員又は職員を處罰す

第六條 第四條及前條第一項の場合に於て處罰を受くべき本人法定代理人、社員又は職員當該違反行爲を防止する途なかりしことを證明したるときは之を罰せず

附 則

本令は公布の日より之を施行す

昭和十二年九月廿八日印刷 (定價金三十錢)  
 昭和十二年十月三十日發行  
 大連市敷島町八十二番地  
 編輯人 長 永 義 正  
 發行所 大連市加賀町六番地  
 印刷人 足 立 孝  
 大連市加賀町六番地  
 印刷所 昭和印刷所  
 發行所 大連商工會議所



THE  
LIBRARY  
OF THE  
MUSEUM OF  
COMPARATIVE ZOOLOGY  
AND ANATOMY  
HARVARD UNIVERSITY  
CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS



